

上士幌町地域防災計画
— 基本編 —
— 地震防災計画編 —

上士幌町防災会議

■ 目 次 ■

上士幌町地域防災計画

－基本編－

第 1 章 総 則	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の構成	1
第 3 節 用 語	1
第 4 節 計画の修正要領	2
第 5 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 6 節 町民及び事業所の基本的責務	7
第 2 章 上士幌町の概況	8
第 1 節 自然的条件	8
第 2 節 災害の概況	11
第 3 章 防災組織	15
第 1 節 組織計画	15
第 2 節 気象業務に関する計画	25
第 4 章 予防計画	32
第 1 節 水害予防計画	33
第 2 節 風害予防計画	40
第 3 節 雪害予防計画	41
第 4 節 融雪災害予防計画	42
第 5 節 土砂災害の予防計画	43
第 6 節 建築物災害予防計画	44
第 7 節 消防計画	45
第 8 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	48
第 9 節 避難体制整備計画	49
第 10 節 災害時要援護者対策計画	51
第 11 節 自主防災組織の育成等に関する計画	52
第 12 節 積雪・寒冷対策計画	54
第 5 章 災害応急対策計画	56
第 1 節 災害情報通信計画	56
第 2 節 災害広報計画	64
第 3 節 応急措置実施計画	66
第 4 節 避難対策計画	68
第 5 節 救助救出計画	73
第 6 節 災害警備計画	74
第 7 節 交通応急対策計画	75
第 8 節 輸送計画	77
第 9 節 食糧供給計画	79
第 10 節 給水計画	80
第 11 節 上下水道施設対策計画	81

■ 目 次 ■

第 1 2 節	衣料・生活必需品等物資供給計画	83
第 1 3 節	電力施設災害応急計画	84
第 1 4 節	ガス施設災害応急計画	85
第 1 5 節	医療救護計画	86
第 1 6 節	防疫計画	88
第 1 7 節	廃棄物処理等計画	91
第 1 8 節	飼養動物対策計画	93
第 1 9 節	文教対策計画	94
第 2 0 節	住宅対策計画	97
第 2 1 節	被災宅地安全対策計画	99
第 2 2 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	101
第 2 3 節	障害物除去計画	102
第 2 4 節	応急土木対策計画	103
第 2 5 節	応急飼料計画	104
第 2 6 節	労務供給計画	105
第 2 7 節	ヘリコプター活用計画	106
第 2 8 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	108
第 2 9 節	広域応援計画	111
第 3 0 節	職員応援派遣計画	112
第 3 1 節	防災ボランティアとの連携計画	113
第 3 2 節	災害義援金募集（配分）計画	114
第 3 3 節	災害応急金融計画	114
第 3 4 節	災害救助法の適用と実施	115
第 6 章	震災対策計画	117
第 7 章	火山災害対策計画	118
第 1 節	基本方針	118
第 2 節	丸山の概要	118
第 3 節	災害予防対策	119
第 4 節	災害応急対策計画	120
第 5 節	災害復旧	122
第 8 章	事故災害対策計画	123
第 1 節	航空災害対策計画	123
第 2 節	道路災害対策計画	126
第 3 節	危険物等災害対策計画	130
第 4 節	大規模な火事災害対策計画	135
第 5 節	林野火災対策計画	138
第 9 章	災害復旧計画	142
第 1 0 章	防災訓練計画	143
第 1 1 章	防災思想普及・啓発計画	144

■ 目 次 ■

上士幌町地域防災計画
－地震防災計画編－

第 1 章 総 則	147
第 1 節 計画の目的	147
第 2 節 計画の性格	147
第 3 節 計画の基本方針	147
第 4 節 上士幌町の地形、地質及び社会的現況	147
第 5 節 上士幌町周辺における地震の想定	148
第 2 章 震災予防計画	149
第 1 節 地震に強いまちづくり推進計画	149
第 2 節 防災訓練計画	150
第 3 節 火災予防計画	150
第 4 節 危険物等災害予防計画	151
第 5 節 建築物等災害予防計画	152
第 6 節 土砂災害の予防計画	153
第 7 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	153
第 8 節 避難体制整備計画	153
第 9 節 災害時要援護者対策計画	153
第 1 0 節 積雪・寒冷対策計画	153
第 1 1 節 地震に関する防災知識の普及・啓発	154
第 1 2 節 自主防災組織の育成等に関する計画	155
第 3 章 災害応急対策計画	156
第 1 節 応急活動体制	156
第 2 節 地震情報の伝達計画	156
第 3 節 災害情報等の収集、伝達計画	157
第 4 節 災害広報計画	157
第 5 節 避難対策計画	157
第 6 節 救助救出計画	157
第 7 節 地震火災等対策計画	158
第 8 節 災害警備計画	159
第 9 節 交通応急対策計画	159
第 1 0 節 輸送計画	159
第 1 1 節 ヘリコプター活用計画	159
第 1 2 節 食糧供給計画	159
第 1 3 節 給水計画	159
第 1 4 節 衣料・生活必需品等物資供給計画	159
第 1 5 節 生活関連施設対策計画	160
第 1 6 節 医療救護計画	160
第 1 7 節 防疫計画	160
第 1 8 節 廃棄物処理等計画	160
第 1 9 節 文教対策計画	160
第 2 0 節 住宅対策計画	160

■ 目 次 ■

第 2 1 節	被災建築物安全対策計画	161
第 2 2 節	被災宅地安全対策計画	161
第 2 3 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	161
第 2 4 節	広域応援計画	161
第 2 5 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	161
第 2 6 節	防災ボランティアとの連携計画	161
第 2 7 節	災害義援金募集（配分）計画	162
第 2 8 節	災害救助法の適用と実施	162
第 2 9 節	障害物除去対策計画	162
第 3 0 節	飼養動物対策計画	162
第 4 章	災害復旧計画	163
第 1 節	基本方針	163
第 2 節	公共施設等災害復旧計画	163
第 3 節	災害応急金融計画	164
第 5 章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画 ...	165
第 1 節	推進計画の目的	165
第 2 節	災害対策本部等の設置等	165
第 3 節	地震発生時の応急対策等	166
第 4 節	円滑な避難の確保に関する事項	168
第 5 節	防災訓練計画	169
第 6 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	170

■ 基本編 ■

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び上士幌町防災会議条例（昭和37年条例第19号）第2条の規定に基づき、上士幌町防災会議が作成する計画であり、町の区域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 自主防災組織の育成に関すること
- 7 災害時要援護者対策の充実にに関すること
- 8 防災訓練に関すること
- 9 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

上士幌町地域防災計画は本編（基本編）の他、次の各編から構成する。

- 1 地震防災計画編
- 2 資料編（別冊）

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
防災会議	上士幌町防災会議
本部（長）	上士幌町災害対策本部（長）
防災計画	上士幌町地域防災計画
防災関係機関	上士幌町防災会議条例（昭和37年12月27日条例第19号）第3条に定める委員の属する機関
災害	基本法第2条第1号に定める災害

第4節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条の定めにより計画内容に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき
- 6 軽微な修正（組織の機構改正による名称変更や人口、面積等の数量的な修正等）は知事協議を要せず修正結果を道に報告する

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務は次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 上士幌町

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町長部局	(1) 防災会議に関すること。 (2) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備及び資材の備蓄に関すること。
上士幌町教育委員会	(1) 災害時における被災児童、生徒の救護に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全並びに被害調査に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北十勝消防事務組合 (上士幌消防署) (上士幌消防団)	(1) 消防、水防等の被害の拡大防止、災害の鎮圧等に関すること。 (2) 災害時における住民の避難誘導に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道開発局 帯広開発建設部	(1) 十勝川水系音更川等の水位の観測及び水防警報に関すること。 (2) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 国道及び開発道路の整備並びに災害復旧に関すること。 (4) 国営農業基盤整備事業箇所災害復旧に関すること。
北海道農政事務所 地域第六課	(1) 災害時における主要食糧の確保及び供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて飼料を供給する等の必要な措置に関すること。
十勝西部森林管理署 東大雪支署	(1) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。 (2) 林野火災予防対策の樹立及び未然防止に関すること。 (3) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
釧路地方气象台 (帯広測候所)	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 観測成果の解析、総合による予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の発表に関すること。 (3) 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書の作成に関すること。 (4) 防災知識の普及及び指導に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第5旅団 鹿追駐屯地	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の協力に関すること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者（知事）の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
十勝総合振興局	
地域政策部	(1) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (4) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整に関すること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関すること。
帯広建設管理部	(1) 所轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧対策に関すること。 (2) 管理河川の水位観測及び水防警戒に関すること。 (3) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。 (4) 水防技術の指導に関すること。
保健環境部	(1) 災害時における応急医療の実施及び各医療機関の連絡調整に関すること。 (2) 災害時における保健指導、給水の実施、防疫の実施指導、感染症予防及び清掃指導に関すること。 (3) 被災地の環境衛生及び食品衛生に関すること。 (4) 被災地の医薬品及び衛生材料等の需要に関すること。
十勝農業改良普及センター	(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 農作物被害に対する応急措置、病虫害防除等の指導に関すること。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
帯広警察署 (上士幌駐在所) (糠平駐在所)	(1) 災害時における住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
郵便局株式会社 上士幌郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関する事 こと。 (2) 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関する事 こと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事 こと。
東日本電信電話株式 会社北海道支店(株式 会社NTT東日本一 北海道帯広支店)	(1) 気象官署からの警報の伝達に関する事 こと。 (2) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の 利用制限を実施し、重要通信の確保に関する事 こと。
日本赤十字社 北海道支部 十勝地区	(1) 災害時における救援物資の供給に関する事 こと。 (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動の連絡 調整に関する事 こと。 (3) 災害義援金品の受領、配分及び募集に関する事 こと。
電源開発株式会社 北海道支店 上士幌電力所	(1) 所管の電力施設等の防災管理に関する事 こと。 (2) ダムの放流等の関係機関との連絡調整に関する事 こと。 (3) 水位、降雨量等の情報の収集及び情報の提供に関する事 こと。
日本通運株式会社 士幌営業所	(1) 災害時における救援物資及び災害応急対策資機材の緊急輸送 支援に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送の協力に関する事 こと。
北海道電力株式会社 帯広支店	(1) 電力施設の防災管理・対策に関する事 こと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関する事 こと。 (3) 電力施設の災害と復旧見込み等の周知に関する事 こと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
ガス事業者	(1) ガス供給施設の防災対策に関する事 こと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給に関する事 こと。
社団法人帯広市医師会 社団法人十勝医師会	(1) 災害時における医療機関との連絡調整並びに救急医療、助産そ の他救助の実施に関する事 こと。

9 公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
上士幌町農業協同組 合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 こと。 (2) 農作物の災害応急対策、指導に関する事 こと。 (3) 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策に関する事 こと。 (4) 被害農家に対する融資の斡旋に関する事 こと。 (5) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保についての協 力に関する事 こと。
十勝農業共済組合 北西部事業所	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 こと。 (2) 家畜の防疫に関する事 こと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
上士幌町商工会	(1) 商工業者に対する融資の斡旋に関する事。 (2) 災害時における物価の安定及び救助物資、資材の確保についての協力に関する事。
大雪十勝森林組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関する事。 (3) 林野火災の予防対策及び応急対策に関する事。
帯広信用金庫上士幌支店・十勝信用組合上士幌支店	(1) 災害時における金融に関する事。
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等について関係機関への支援に関する事。 (2) 災害時による復旧資材の輸送協力に関する事。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保全に関する事。
一般病院・診療所	(1) 医療防疫対策についての協力に関する事。

第6節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、その実践を町民運動として展開し、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

第1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）への配慮
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2章 上士幌町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

上士幌町は、北緯 43 度 35 分 35 秒から 43 度 11 分 05 秒、東経 143 度 24 分 55 秒から 143 度 0 分 44 秒に位置し、東西 18.2km、南北 48km で面積 695.87km²である。

十勝総合振興局管内の北部にあって、東は足寄町、本別町、西は鹿追町、新得町、南は士幌町、北は上川総合振興局の上川町及びオホーツク総合振興局の置戸町に隣接している。十勝圏の中心都市帯広までは国道 241 号で 38km（車で 40 分）、道庁所在地の札幌までは道道・JR 石勝線経由で 236km となっている（車で 3 時間 40 分、JR 帯広駅～札幌駅間で 2 時間 30 分）。

第2 地勢及び地質

本町の地勢は、清水谷の北部（町面積の約 3 分の 2）は大雪山系の山岳性の地形をしめし、十勝三股の山間盆地を除くと急斜面が発達して平坦地が少なく、河川に沿う段丘の形成もごく貧弱である。

この地勢の西北側には、ウペペサンケ山、ニペソツ山、北方には、ユニ石狩岳、三国山など標高 1,500m から 2,000m 級の山が並んでいる。

一方、清水谷の南部（町面積の約 3 分の 1）は、丘陵性となり緩い傾斜をもつ概ね平坦な地形となっており、酪農、畑作地帯が扇状に形成されている。

地質は、日高系の砂岩、粘板岩とこれを貫く案山岩、石英粗面岩及び花崗岩であり、更にそれらを覆う新しい火山噴出物、段丘堆積物、浮石、火山灰並びに沖積層がよく発達し、層位の厚い乾性の土壌で新第三期末期から更新世初期の火山灰に由来するものと推定されている。平坦地帯は、第四期新層土壌に属し河成沖積土及び扇状堆土に属する地域である。

第3 河川

河川は、大雪山の山々を源泉とする多くの支流を有する音更川と居辺北部の高原地帯を源泉とする居辺川、安村山を源泉とするサツクシュオルベツ川があり、いずれも十勝川に注いでいる。また、音更川上流には、発電を目的としたダムが 3 箇所（糠平ダム、元小屋ダム、幌加ダム）あり、これらの総貯水量は、197.253 千立方メートルとなっている。

第4 気候

本町は、北海道のほぼ中央部に位置する内陸性気候で、平野部から山麓地帯で標高 280 m から 680m、周囲は 1,000m から 2,000m の高山帯に囲まれており、低湿な亜寒帯性の傾向を呈している。冬はシベリヤ大陸に発生する寒冷高気圧のため西高東低の気圧配置によって、北西の風が多く、気温は零下 20 度から 30 度に低下し寒冷である。

積雪は、平地で 20cm から 40cm と一般に少ないが、山岳地帯には 2 m 以上に及ぶところがある。

雨量は、年間降水量も 800mm 前後と少ないが、山岳地で局地的な豪雨がある。

年平均気温は 5 度前後と低く、長期低温による冷害も多く発生している。初霜は 9 月下旬から 10 月の上旬、終霜は 5 月の下旬であり、無霜期間は極めて短い地帯である。

日照時間は、冬期間に晴天の日が続くため比較的長く、また、夏期の 1 日当たりの日照

時間が長く、冷涼な気温のもとでも農作物の生育にとって有利な条件となっている。

第5 雨量・水位観測所（町の区域内）

1 雨量観測所

観測所名	上士幌（かみしほろ）	所在地	河東郡上士幌町東4線240-4
観測項目	雨量	水系名	十勝川
観測所記号	101081281107180	河川名	音更川
緯度経度	世界測地系	北緯 43 度 14 分 1 秒 東経 143 度 18 分 8 秒	
	(日本測地系)	(北緯 43 度 13 分 52 秒 東経 143 度 18 分 22 秒)	

観測所名	ナイタイ（ないたい）	所在地	河東郡上士幌町字上音更西6線128番地
観測項目	雨量	水系名	十勝川
観測所記号	101081281107140	河川名	ナイタイ川
緯度経度	世界測地系	緯 43 度 17 分 39 秒 東経 143 度 11 分 5 秒	
	(日本測地系)	(北緯 43 度 17 分 30 秒 東経 143 度 11 分 19 秒)	

観測所名	岩間（いわま）	所在地	河東郡上士幌町字三股国有林
観測項目	雨量	水系名	十勝川
観測所記号	101081281107010	河川名	二の沢川
緯度経度	世界測地系	北緯 43 度 32 分 3 秒 東経 143 度 07 分 31 秒	
	(日本測地系)	(北緯 43 度 31 分 54 秒 東経 143 度 07 分 45 秒)	

(資料：国土交通省 水文水質データベース)

2 水位観測所

観測所名	音更川（道）	計画高水位	266.42m
所在地	北海道河東郡上士幌町字上士幌基線242-7地先	危険水位	—
		特別警戒水位	—
水系名	十勝川	警戒水位	265.63m
河川名	音更川	指定水位	264.79m

観測所名	居辺川（道）	計画高水位	208.31m
所在地	北海道河東群上士幌町字居辺東15線221-1地先	危険水位	—
		特別警戒水位	—
水系名	十勝川	警戒水位	207.35m
河川名	居辺川	指定水位	206.55m

(資料：国土交通省 水文水質データベース)

3 その他町の区域内の観測所

観測所名	上士幌（気象）	所在地	河東郡上士幌町東4線
------	---------	-----	------------

観測所名	糠平（気象）	所在地	河東郡上士幌町糠平北区
------	--------	-----	-------------

観測所名	三股（気象）	所在地	河東郡上士幌町三股
------	--------	-----	-----------

観測所名	清水谷（道）	所在地	河東郡上士幌町字上士幌244-1
------	--------	-----	------------------

第2節 災害の概況

第1 災害発生記録

1 火災（昭和41年以降被害額1,000千円以上掲載）

年月日	出火場所	出火原因	被害状況	損害額 (千円)
昭和 8. 4. 3	北島菓子店	不明	全焼	不明
9. 8. 13	堀口木工場	〃	〃	〃
13. 10.	大黒座斎藤浴場	〃	〃	〃
13. 12.	日室鋳業 kk 十勝鋳山 勢多鋳業所	〃	〃	1,000
19. 7.	萩ヶ岡日通亜麻倉庫	〃	〃	不明
21. 11. 23	上士幌 9・10 区	〃	19 戸 28 世帯全焼	〃
25. 1. 31	三沢製麵工場	〃	農協倉庫全焼	〃
25. 5. 5	勢多平野	〃	民有林 0.6ha 焼失	90
7. 30	黒石平林野	たき火	国有林 0.15ha 焼失	不明
29. 5. 21	〃	人家火災延焼	国有林 60ha 焼失	1,352
6. 28	〃	たばこ	国有林 65ha 焼失	1,300
7. 20	糠平 〃	〃	国有林焼失	78
7. 23	幌加 〃	〃	国有林 15ha 焼失	2,530
7. 26	糠平 〃	たき火	国有林 0.5ha 焼失	23
30. 7. 2	〃 〃	不明	国有林 20ha 焼失	不明
31. 5. 1	清水谷 〃	たばこ	民有林 2ha 焼失	0
5. 8	豊岡 〃	火入の残り火	〃	0
35. 3. 28	上士幌農協通り今松 菓子店付近	不明	6 棟 7 戸全焼	不明
4. 27	上音更林野	ごみ焼	民有林 13.6ha 焼失	150
5. 11	〃	たばこ	国有林 1.1ha 焼失	0
11. 11	幌加 〃	〃	国有林 1.55ha 焼失	不明
37. 5. 14	糠平温泉大雪ホテル	ストーブの不始 末	ホテルほか商店 2 戸全 焼	40,000
38. 5. 23	三股林野	たばこ	国有林 7ha 焼失	140
41. 2. 7	三股白戸精製工場	不明	全焼	15,000
42. 3. 28	中央カオリン勢多鋳 業所	〃	7 棟全焼、傷者 2 名	60,000
48. 5. 15	豊岡林野	火入の残り火	林野 46ha 焼失	18,481
52. 4. 15	字上士幌	電気関係	豚舎 197 m ² 全焼、豚 65 頭死亡	10,313
53. 4. 5	北居辺	煙突	住宅 178 m ² 全焼	12,000
8. 24	萩ヶ岡	電気（電）	住宅 116.6 m ² 全焼	13,849
54. 3. 20	字上士幌（8 区）	ストーブ	住宅 2 棟 288 m ² 全焼	28,148
56. 11. 7	北門	ストーブの不備	畜舎 1,209 m ² 全焼	78,282
57. 3. 27	字上士幌（11 区）	不明	店舗 116 m ² 全焼	12,091
59. 12. 20	糠平	ストーブの腐食	店舗併用住宅 556 m ² 全 焼	63,048
60. 1. 18	字上士幌	めがね石の取付 不備	住宅 137 m ² 全焼	13,943
平成 3. 3. 8	萩ヶ岡	子供の火遊び	住宅 186.29 m ² 全焼	12,429
5. 11. 14	東居辺	漏電	物置 559 m ² 全焼	10,015

2 水害・風害・雪害・地震

年月日	被害場所	被害状況	損害額 (千円)
昭和 27. 3. 4	全町	十勝沖地震 ・公共用建物破損 5 件・住宅 10 件・半壊住宅 2 件	53
37. 6. 29	〃	十勝岳爆発 ・降灰により農作物被害大・頭痛等異常を訴えた者 675 名内病院で、治療を受けた者 82 名	3,390
38.10. 1	〃	集中豪雨により住宅、土木、農作物に被害大（床上浸水 10 戸、床下浸水 22 戸）	43,398
39. 6. 4 ～ 5	〃	集中豪雨により住宅、土木、農作物に被害大（流失 1 戸、床上浸水 7 戸、床下浸水 9 戸）	52,688
39. 8. 26	〃	台風 14 号により農作物、土木関係に被害大	8,789
41.10.28 ～29	上音更・萩ヶ岡地区	集中豪雨により橋梁等に被害大	14,576
42. 4. 19 ～21	居辺地区	大雨により道路、橋梁等に被害大	2,316
47. 4. 15 ～22	〃	融雪により道路等土木関係に被害大	5,797
47. 9. 16 ～17	全町	台風 20 号により農作物、道路に被害大	9,600
49. 6. 11	〃	集中豪雨により農作物に被害大	7,000
49. 7. 28 ～29	上音更地区	集中豪雨により農作物、道路に被害大	2,317
49. 8. 7	〃	大雨により林道に被害	4,998
50. 4. 25 ～ 5. 5	〃	融雪により道路等土木関係に被害大	39,161
51.10.20 ～21	全町	集中豪雨により林道、農作物に被害大	76,768
52.10.20 ～21	居辺地区	融雪により道路に被害	3,987
56. 8. 3 ～ 6	全町	台風 12 号による大雨により住宅、農作物、土木関係に被害大（床上浸水 1 戸、床下浸水 1 戸）	564,951
56. 8. 22 ～24	〃	台風 15 号による大雨により住宅、農作物、土木関係に被害大（住宅一部破損 3 戸）	390,707
60. 5. 27	〃	豪風により農作物に被害	4,000
61. 5. 12 ～13	上音更、北門地区	豪雨により道路等土木関係に被害大	15,590
平成 2. 7. 18	全町	集中豪雨により農作物に 296,679ha の被害	85,402
2. 9.	〃	長雨により農作物に 850ha の被害	75,761
3.10.17	糠平	豪雨により道路、水道施設の被害	30,864
10. 8. 28 ～29	全町	大雨により、住宅・農業用施設・土木関係に被害大（床下浸水 1 件）	189,142
10. 9. 16 ～17	〃	台風 5 号による暴風雨により、農作物・農業用施設・土木・林業関係に被害大	177,962
10. 9. 22 ～23	〃	台風 7 号による大雨により、農作物・土木関係に被害	14,879
11. 5. 5	〃	大雨により、農作物、土木関係に被害	22,366
11. 5. 13	市街地	地震により、公共施設に被害 (上士幌町震度 4)	808

■ 基本編 ■ 第2章 第2節

年月日	被害場所	被害状況	損害額 (千円)
13. 2. 3 ～ 4	全町	大雪により、農業用施設に被害	2,807
13. 3. 4 ～ 5	〃	大雪により、農業用施設に被害	35,100
13. 8. 22 ～ 23	〃	台風 11 号による大雨により、農作物・農業用施設・土木・林業・水道施設に被害大(床下浸水 2 件)	309,767
13. 9. 11 ～ 12	〃	台風 15 号による大雨により、農作物・農業用施設・土木・水道施設被害	7,581
14. 1. 21 ～ 22	〃	大雪により農業用施設に被害大	370,523
14. 2. 17 ～ 18	〃	大雪により農業用施設に被害	14,520
15. 1. 3 ～ 4	〃	大雪により農業用施設に被害	16,000
15. 10. 2	〃	台風 21 号による暴風雨により、道路・公共施設・林業関係等に被害	65,485
15. 8. 9 ～ 10	〃	台風 10 号による暴風雨により、住宅・農作物・農業用施設・土木・林業・水道・商工施設に被害大(死者 5 名・軽傷者 1 名・床上浸水 1 件・床下浸水 1 件)	503,979
15. 8. 12	〃	集中豪雨により住宅・土木・商工施設に被害(床上浸水 1 件・床下浸水 12 件)	80
15. 9. 26	〃	十勝沖地震(上士幌町震度 5 弱) ・重傷者 1 名 ・林道陥没 1 件、公共施設破損 5 件、商工被害 1 件	1,590
16. 9. 8	〃	台風 18 号による暴風により、住宅・農作物・営農施設・土木・林業関係等に被害	44,487
17. 9. 7 ～ 8	〃	台風 14 号による大雨により、住宅・農作物・営農施設・土木・林道・水道施設・商工関係に被害大(床下浸水 3 件) 上士幌浄水場の配水池に川の水が流入し、1,940 世帯断水被害	185,058
18. 4. 20	〃	大雨により、農業用施設・土木関係に被害	3,576
18. 8. 18 ～ 19	〃	大雨により、農業用施設・土木・林道・水道施設に被害(総雨量 上士幌 205mm 糠平 237mm 上士幌 24 時間雨量 202mm 観測史上第 1 位更新)	21,895
18. 10. 7 ～ 8	〃	強風により、住家・農作物・営農施設・林業関係に被害大 (上士幌 風速 10 m)	127,410
18. 11. 22 ～ 23	〃	強風により、住家・営農施設・林業関係に被害 (上士幌 風速 10 m)	18,308
19. 1. 6 ～ 7	〃	暴風雪により、農業用施設・林道関係に被害 (上士幌 最大風速 12 m 観測史上第 1 位更新)	1,276

3 農業被害

年月日	被害場所	種類	被害状況	損害額 (千円)
昭和 41. 5. ～10.	全域	冷湿害	異常低温、8月の集中豪雨により農作物の被害を受けた	240,000
48. 6.12	〃	霜害	降霜により農作物450haの被害を受けた	25,000
48. 6. ～ 9.	〃	干ばつ	長期干ばつにより農作物605haの被害を受けた	32,000
48. 9.17	〃	雹害	降雹により農作物1,338haの被害を受けた	52,000
51. 6.30	〃	霜害	降霜により農作物216haの被害を受けた	10,000
51. 9.24	〃	〃	降霜により農作物197haの被害を受けた	
51.10. 6	〃	〃	降霜により農作物6,107haの被害を受けた	300,000
58. 6. ～ 8.	〃	冷湿害	6月～7月の異常低温、長雨により農作物8,112haの被害を受けた	1,546,000
58. 9.29	〃	霜害	降霜により農作物2,278haの被害を受けた	
59. 5. 7	上士幌、 上音更、 居辺地区	雹害	降雹によりてん菜10haの被害を受けた	
59. 8.27	清水谷、 北門、東 居辺地区	〃	降雹によりデントコーン、てん菜200haの被害を受けた	
60. 6.15	北門、 勢多地区	霜害	降霜により農作物528haの被害を受けた	233,953
63. 6. ～ 7.	全域	冷湿害	異常低温、長雨により627haの被害を受けた	61,587
平成 5. 5. ～ 9.	全域	冷害	5月下旬から9月上旬までの低温により農作物7,132haの被害を受けた	434,921
8.	全域	〃	5月以降の低温により農作物8,587haの被害を受けた	827,409
13. 9.	全域	霜害	9月22・23・28日の降霜により豆類、スイートコーン、デントコーンで被害を受けた	
14. 6.10 ～11	上音更、 北門、北 居辺地区	風害	強風により小豆11.4haの被害を受けた	
14. 6.25 ～26	全域	霜害	降霜により農作物1,925haの被害を受けた	
15. 6. 4	全域	風害	強風により大豆、小豆、直播てん菜45.9haの被害を受けた	834
15.	全域	冷害	冷害により豆類、スイートコーン687haの被害を受けた	138,563
16. 8.15	全域	雹害	降雹により農作物138haの被害を受けた	
17. 6.22	上音更、 北門地域	〃	降雹により農作物31haの被害を受けた	2,427

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合調整を図るため、防災に関するその運営、災害に関する情報及び気象予警報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の充実を図るものとする。

第1節 組織計画

本町には、防災行政を総合的に運営するための組織として防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施する組織計画は次の定めによる。

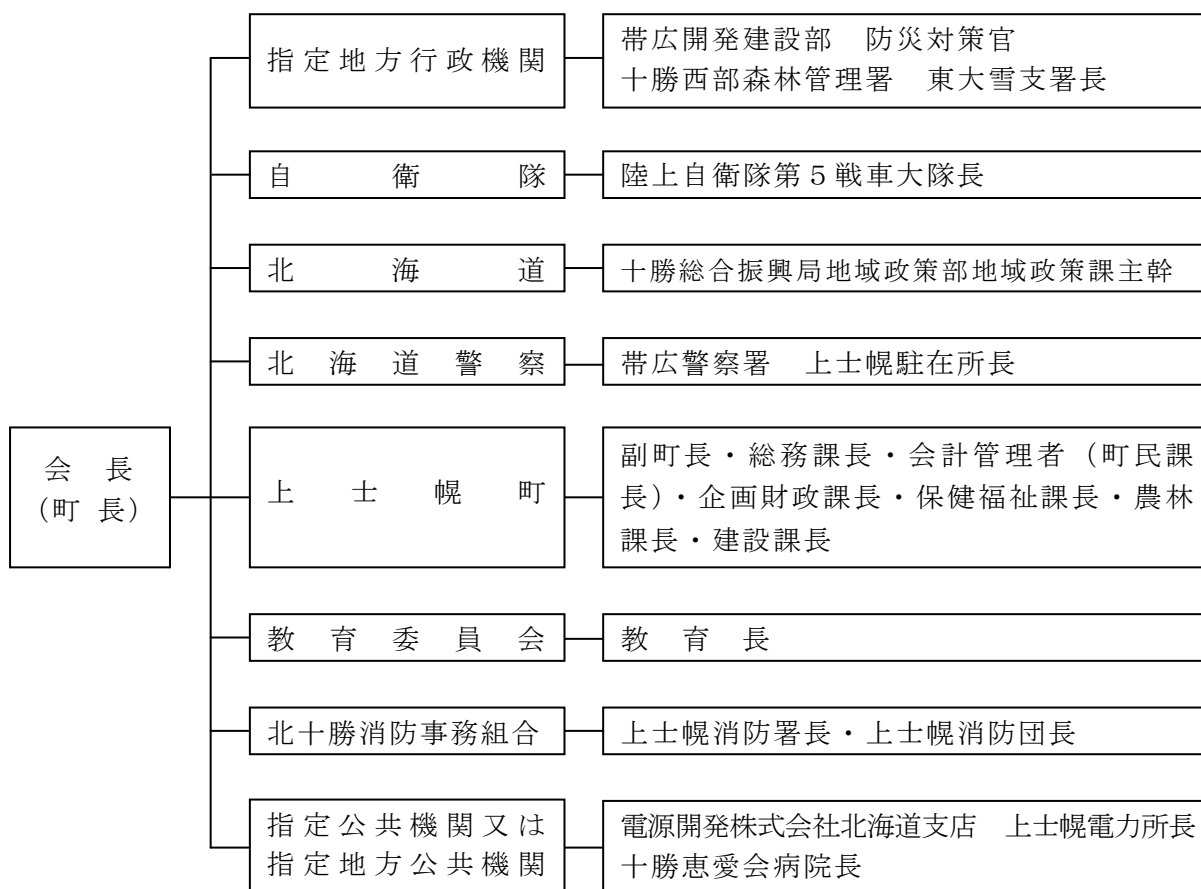
第1 防災会議の組織

町長を会長とし、防災会議条例第3条に規定する者を委員として組織する。

所掌事務は、本町における防災計画を作成しその実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 防災会議組織図



2 防災会議の運営

防災会議条例(昭和37年条例第19号)の定めによる。

第2 上士幌町災害対策本部

1 本部の設置基準

災害対策本部は、基本法 第23条の規定により、災害・事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置するものとする。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時 ・地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要など時 ・交通機関の障害、生活基盤に被害が発生し、応急対策が必要など時
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要する時 ・雪害による交通障害、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要する時
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急火山情報又は臨時火山情報が発表され、火山噴火による大規模な被害の発生が予想される時
地震害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生した時 ・震度5弱以下であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し又は発生のおそれがある時
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機が消息を絶った時 ・人命救助救出活動の難航が予想される時
道路災害 危険物等災害 大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模など時 ・人命救助救出活動の難航が予想される時
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想される時 ・人命救助救出活動の難航が予想される時

2 組織等

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

各部の副部長は、それぞれ属する担当班の統括を担い、部長とともに部内の統制に努めるものとする。



【災害対策本部の各部・班の業務分担】

部	班	対策業務
総務対策部	統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 3 防災会議に関する事。 4 本部員会議に関する事。 5 災害の状況及び措置概要等を収集整理し、その報告に関する事。 6 気象等の予警報及び災害情報の受理、伝達に関する事。 7 避難の勧告又は指示の発令に関する事。 8 防災関係機関との連絡調整に関する事。 9 警察官その他の防災関係機関及び団体の出動要請に関する事。 10 他市町村消防団の応援要請に関する事。 11 自衛隊災害派遣要請に関する事。 12 その他災害対策の総合調整に関する事。
	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 各部（班）の連絡調整に関する事。 3 非常配備体制に関する事。 4 職員の動員計画、非常招集に関する事。 5 動員職員の出動状況の記録に関する事。 6 動員職員に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関する事。 7 災害時の非常通信計画に関する事。 8 災害時における電力の確保に関する事。 9 庁舎内の応急措置及び復旧対策に関する事。 10 町有施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 11 町有財産の被害報告及び総合調整に関する事。 12 備品の管理、物品の調達修理に関する事。 13 庁内電算システムの被害調査及び復旧に関する事。 14 電算データの保存に関する事。 15 総務対策部内の連絡調整に関する事。 16 その他各部（班）に属さない事。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算及び決算に関する事。 2 災害応急対策及び復旧対策に要する資金計画に関する事。 3 災害応急対策等に要する資材・物品の購入経理に関する事。 4 義援金品の受付保管に関する事。 5 その他会計に関する事。
	調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用に関する事 2 災害救助法又は災害対策基本法に基づく強制命令権の執行及び公用文書の交付に関する事。
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報（避難命令・災害状況の住民周知）及び広聴の企画実施に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。 3 対策本部の災害応急対策について広報活動を行う事。 4 災害報道記事及び災害写真の収集に関する事。 5 被災地の巡回広聴活動に関する事。

部	班	対策業務
町民対策部	厚生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の設置及び被災者の収容受入れに関する事。 2 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関する事。 3 避難場所の記録（避難者名簿等）及び報告に関する事。 4 被災者の避難場所への誘導に関する事。 5 被災地の環境衛生保持に関する事。 6 被災地の食品衛生保持に関する事。 7 被災地の仮設トイレの設置に関する事。 8 被災地の清掃及び廃棄物処理体制に関する事。 9 防疫、薬剤・器具の確保及び供給に関する事。 10 災害時の防疫計画の作成及び実施に関する事。 11 災害に係る相談、苦情等に関する事。 12 住民組織等（行政区、自主防災組織等）との連絡調整に関する事。 13 一般的被害（人的被害・住宅被害等）の調査に関する事。 14 災害時の遺体の埋葬に関する事。 15 被災者に対する国民年金保険料の減免・猶予に関する事。 16 戸籍データの被害調査及び復旧対策に関する事。 17 被災者に対する町税等の減免・猶予に関する事。 18 被災者名簿の作成に関する事。 19 災害時の労務供給計画の実施に関する事。
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の手当、収容並びに応急医療及び助産、歯科診療、その他医療全般に関する事。 2 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事。 3 保健福祉事務所との連絡調整に関する事。 4 応急救護所の開設及び管理に関する事。 5 医療救護班の編成及び応急医療の指導調整に関する事。 6 災害時の感染症予防に関する事。 7 医療施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 8 社会福祉施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 9 被災者に対する炊き出し、食糧等の供給に関する事。 10 災害時の応急食糧、衣料・生活必需品等物資の供給及び給与等に関する事。 11 災害時要援護者対策に関する事。 12 日赤救助活動機関との連絡調整に関する事。 13 防災ボランティアの全般に関する事。 14 被災者の生活保護に関する事。 15 義援金品等の受付及び配付に関する事。
	保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 2 保育所児童等の避難等の安全確保及び保護に関する事。 3 保育所との連絡調整に関する事。 4 保育所児童保護者との連絡調整に関する事。

部	班	対策業務
産業 対策 部	農 林 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業被害の調査・総合調整に関すること。 2 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること。 3 農業被害の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること。 5 種苗等生産資材の確保に関すること。 6 農業関連施設等の被害調査報告に関すること。 7 被災農家の援護（営農指導等）に関すること。 8 農作物の防疫に関すること。 9 農業共済に関すること。 10 冷害対策に関すること。 11 畜産関係施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 12 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること 13 死亡獣畜の処理に関すること 14 林業施設・林野の災害に関する被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 15 被災林野の病虫害異常発生防疫に関すること。 16 災害応急対策及び復旧対策用木材の需給に関すること。 17 林業の災害融資に関すること。 18 林野の保全警報に関すること。
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における商工業観光機関との連絡調整に関すること。 2 商工業の被害調査、被災商工業の金融に関すること。 3 観光施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 4 災害時の物価対策及び生活必需品等物資の流通対策に関すること。 5 災害時の商工関係危険施設の被災状況の確認に関すること。（火薬・高圧ガス等）
建設 対策 部	土木・建築班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、公園、その他の土木関係施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 2 災害時の関係河川水位、雨量等の情報収集に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること。 4 災害応急資材及び復旧資材の調達及び備蓄に関すること。 5 除雪に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 市街地の浸水防止対策に関すること。 8 一般建築物の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 9 応急仮設住宅等の設置に関すること。 10 被災住宅の応急修理に関すること。 11 危険建物（被災宅地）の調査及び撤去に関すること。 （応急危険度判定に関すること。） 12 災害住宅融資に関すること。 13 公営住宅の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。
	輸 送 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各避難所に対する救援物資、その他の輸送に関すること。 2 被災者、人員、資材及び食糧の輸送に関すること。 3 被害箇所（道路・橋梁）の応急措置及び土木資材の運搬に関すること。 4 自動車等機動力の確保に関すること。 5 災害時における一般車両及び土木建設用機械等の運用及び実施に関

部	班	対策業務
		すること。 6 諸車の配送及び運転手の配置に関すること。 7 輸送協力団体との連絡調整に関すること。 8 道路交通の確保に関すること。
	上下水道班	1 上下水道の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 2 災害時における飲料水の供給に関すること。 3 災害時における応急給水に関すること。
教育対策部	学校教育班	1 小中学校、高等学校との連絡調整に関すること。 2 児童・生徒の避難計画並びに実施に関すること。 3 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること。 4 被災児童・生徒保護者との連絡調整に関すること。 5 被災児童・生徒の応急教育並びに教科書・学用品の供与に関すること。 6 学校教育施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 7 教育関係義援金品の受付に関すること。 8 児童・生徒の避難場所の設定及び被災者の収容に関すること。
	社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 2 社会教育団体との連絡調整、応援協力要請に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 体育施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 5 体育団体との連絡調整、応援協力要請に関すること。 6 体育施設の応急利用に関すること。 7 文化財の保護及び応急対策に関すること。 8 施設利用者の避難誘導に関すること。
消防対策部	消防班	1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 火災警報等の住民への周知に関すること。 4 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 6 病人、負傷者、急患等の搬送に関すること。 7 上士幌消防団に関すること。 8 上記の他、町長の要請に基づき、町の実施する予防、災害対策の支援協力に関すること。

3 設置場所

災害対策本部は、原則として上士幌町役場に設置する。

4 廃止

本部長（町長）は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

5 通知及び公表

本部長（町長）は、災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成関係機関、その他防災関係機関及び町民に対し、広報車、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

第3 本部員会議

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置くものとする。

1 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員のほか、本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。(上土幌町災害対策本部組織図参照)

2 本部員会議の協議事項

- (1) 本部の配備体制の移行及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (4) その他災害対策に関する重要な事項。

3 本部員会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- (2) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (4) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

第4 本部の配備体制

1 非常配備の基準

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとる。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることがある。
- (2) 非常配備の種別・配備基準・配備体制等は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

2 非常配備体制

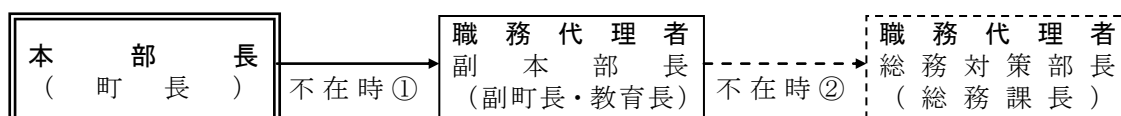
種 別	第1 非常配備（注意体制）
配備基準	<p>【風水害等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 2 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき。 <p>【地震災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 震度4の地震が発生したとき。
配備体制 (本部準備班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の課部局長を招集し、巡視、情報収集にあたる。 <ul style="list-style-type: none"> ○総務課 ○企画財政課 ○建設課 ○保健福祉課 ○農林課 ○商工観光課 ○消防署 2 状況に応じ、その他の課部局長を招集する。 3 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備体制に移行しうる体制とする。

活動内容	1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。 3 関係課部局長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。 ① 初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（又は被災予想地）へ職員を配備するものとする。 4 その他の課部局長は第2非常配備体制移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。
種 別	第2非常配備（警戒体制）
配備基準	【風水害等】 1 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 【地震災害】 2 震度5弱の地震が発生したとき。
配備体制	1 必要に応じ、災害対策本部を設置する。 2 本部長（町長）は、主査職以上の職員を招集する。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行しうる体制とし、その他の職員は自宅待機とする。
活動内容	1 各課部局長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 各課部局長は、次の措置をとり、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。 ① 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（又は被災予想地）へ職員を配備するものとする。
種 別	第3非常配備（非常体制）
配備基準	【風水害等】 1 町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 【地震災害】 2 震度5強以上の地震が発生したとき。
配備体制	1 災害対策本部を設置する。 2 本部長（町長）は、全職員を招集する。
活動内容	1 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。 2 各部長は、活動状況を本部長（町長）に報告するものとする。

（備考）災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

3 本部長の職務代理者

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者を次のように定めておくものとする。



4 非常配備体制の解除

各部における非常配備体制の解除は、本部長（町長）が指示する。

第5 職員の動員計画（配備要員）

災害が発生し、又は発生が予想される場合、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員等の動員計画を次のとおり定めるものとする。

1 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び伝達方法

- ① 非常配備体制が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、本部長（町長）の指示により、関係課部局長に対し通知するとともに庁内放送などにより職員に通知するものとする。
- ② 各課部局長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

(2) 休日又は退庁後の伝達

① 警備員による非常伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課部局長に連絡するものとする。

- ア 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
- イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ウ 災害発生にともなう異常現象の通報があったとき。

② 職員への指示伝達体制の確保

各課部局長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

2 職員の非常登庁

- (1) 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により各課部局長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。
- (2) 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各課部局長は職員参集状況を記録し、必要に応じ総務課長へ参集状況を報告するものとする。

第2節 気象業務に関する計画

第1 注意報、警報及び火災気象通報

気象等に関する注意報、警報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月20日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、注意報及び警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次の定めによる。

1 気象予警報等の種類及び発表基準

(1) 注意報発表基準

気象官署 担当予報区		帯 広 十勝総合振興局	
風雪(平均風速)		10m/s以上 雪による視程障害を伴う	
強風(平均風速)		12m/s以上	
大雨 (雨量)	R 1	25mm	
	R 3	40mm	
	R 24	70mm	
洪水 (雨量)	R 1	—	
	R 3	—	
	R 24	70mm ただし、融雪期には雨量と融雪量(相当水量)の合計	
大雪		30cm 12時間降雪の深さ	
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾燥		最小湿度30%	実効湿度60%
濃霧(視程)		200 m	
霜(最低気温)		3℃	
なだれ		24時間降雪の深さ30cm以上 積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上	
低温	4・5・10月(最低気温)	平年より5℃以上低い	
	11月～3月(最低気温)	平年より8℃以上低い	
	6月～9月(平均気温)	平年より4℃以上低い日が2日以上 継続	
着雪		気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪		60mm 24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	

- (注) 1 大雨及び洪水の欄中 R 1、R 3、R 24 はそれぞれ1、3、24時間雨量を示す。
 2 この基準の数値は、北海道における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決められたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
 3 1) 風雪、強風、大雨、洪水、大雪の注意報では、基準値における「—以上」の「以上」を省略した。
 2) 乾燥、濃霧、霜の注意報では、基準値における「—以下」の「以下」を省略した。

(2) 警報発表基準

気象官署 担当予報区		帯 広 十勝総合振興局	
暴風（平均風速）		20m/s以上	
暴風雪（平均風速）		18m/s以上 雪による視程障害を伴う	
大雨 （雨量）	R 1	平地 40mm 山地 50mm	R T 70mm R T 90mm
	R 3	平地 70mm 山地 90mm	
	R 24	平地 120mm 山地 150mm	
洪水 （雨量）	R 1	—	
	R 3	平地 70mm 山地 90mm	
	R 24	平地 120mm 山地 150mm	ただし、融雪期には雨量と融雪量（相当水量） の合計
大雪		50cm以上 12時間降雪の深さ	

- (注) 1 大雨及び洪水の欄中 R 1、R 3、R 24 はそれぞれ1、3、24 時間雨量を、R T は総雨量示す。
「40 mm、R T 70 mm」は「40 mm以上ただし、R T 70 mm」を意味する。
2 この基準の数値は、北海道における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決められたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

※ 大雨警報発表中に、重大な土砂災害の発生が予想される場合には「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっています」といった説明を加えて、「重要変更！」と明示した警報が発表される。

(3) 火災気象通報基準

振興局名	発表官署	通 報 基 準
十 勝	帯 広 測候所	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で 12m/s 以上が予想される場合とする。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

2 注意報及び警報の伝達

次の「気象予警報等の伝達系統図」に基づき、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法により通報及び伝達するものとし、また、サイレン・広報車等のほか、消防機関所有の同報系「消防団緊急伝達システム」の活用等により一斉に周知することとする。

- (1) 帯広測候所から通報された予警報等の情報又は十勝総合振興局が発する対策通報を受けたときに、災害が発生すると予想される場合には、直ちに総務課長に連絡し指示を受け、「気象予警報等の伝達系統図」に基づき必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び町民に対し予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

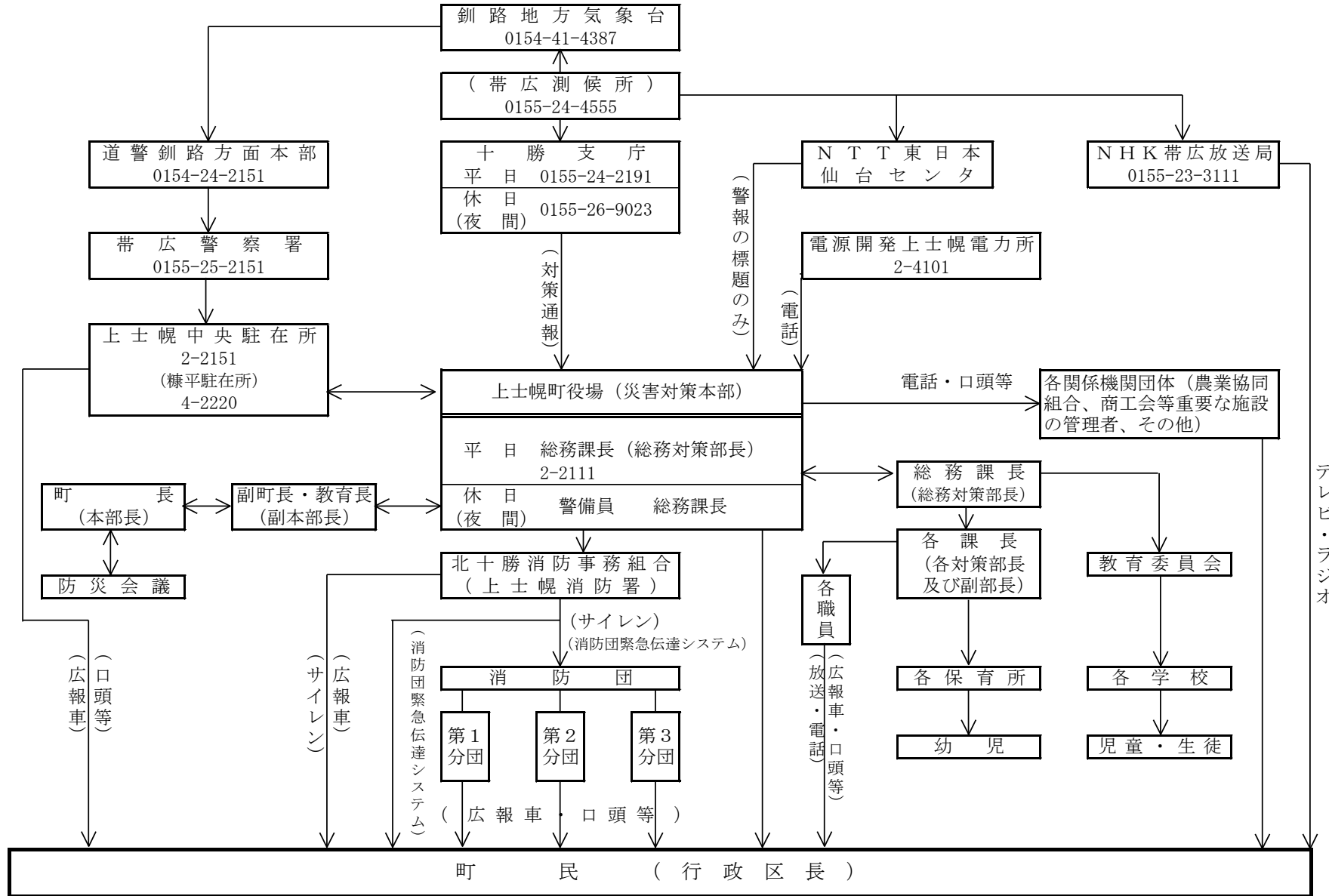
【気象予警報等の伝達責任者一覧】

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内関係機関 消防署 行政区長 保育所 小・中学校	総務課長 " " " 保育課長 教育次長	口頭・庁内放送 電話・口頭等 " " " "	広報車

- (2) 注意報及び警報の通報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は警備員が受理するものとする。
- (3) 夜間・休日等において警備員が気象予警報等を受けたときは、気象予警報等受理票（資料編：3-2-1「様式 1」）に記載するとともに、次に掲げる警報については総務課長に連絡し、当直明けの際、気象予警報等受理票を総務課長に提出するものとする。

- ① 気象警報 暴風、暴風雪、大雨、大雪
- ② 各種警報 浸水、洪水、水防
- ③ その他特に重要と認められる各種注意報

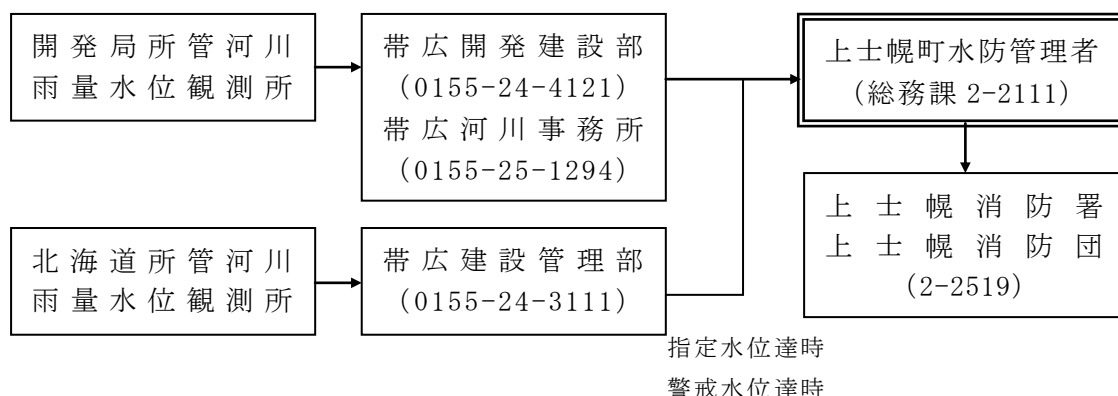
【気象予警報の伝達系統図】



3 水防予警報等の伝達計画

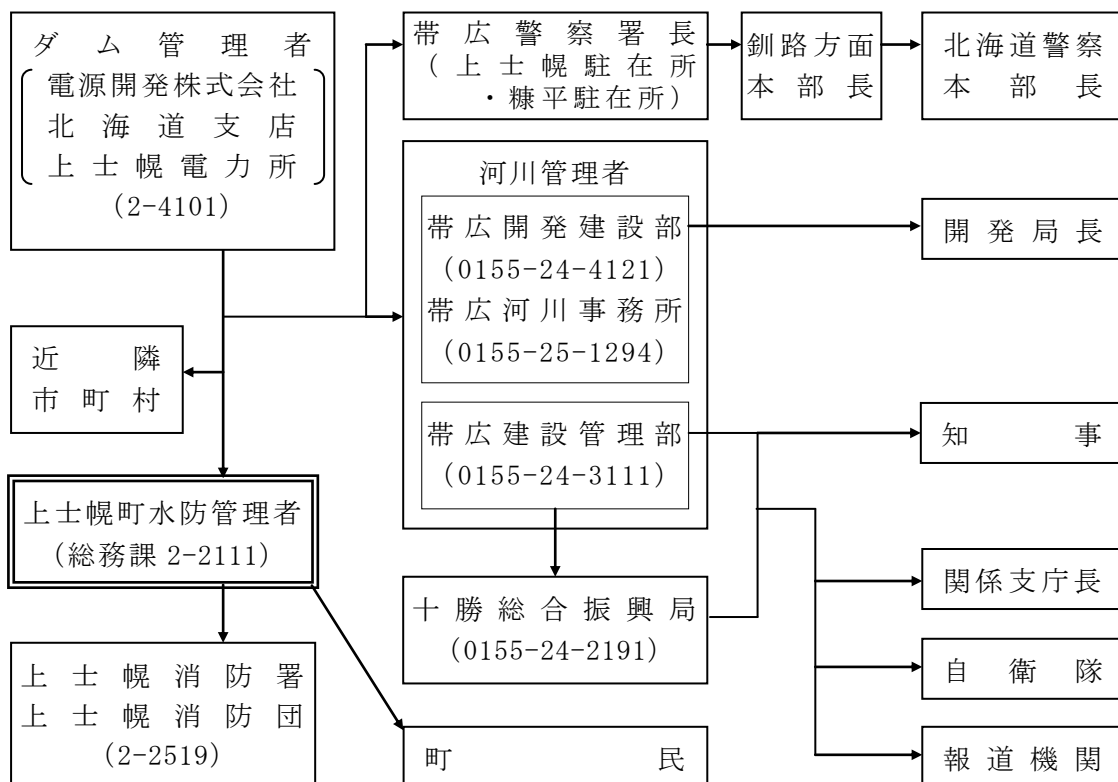
(1) 雨量水位観測の通信系統

雨量水位観測の通信系統は、次のとおりである。



(2) ダム情報の通信系統

ダム情報の通信系統は、次のとおりである。



注) 消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行うものとする。

(3) インターネットを利用した情報収集

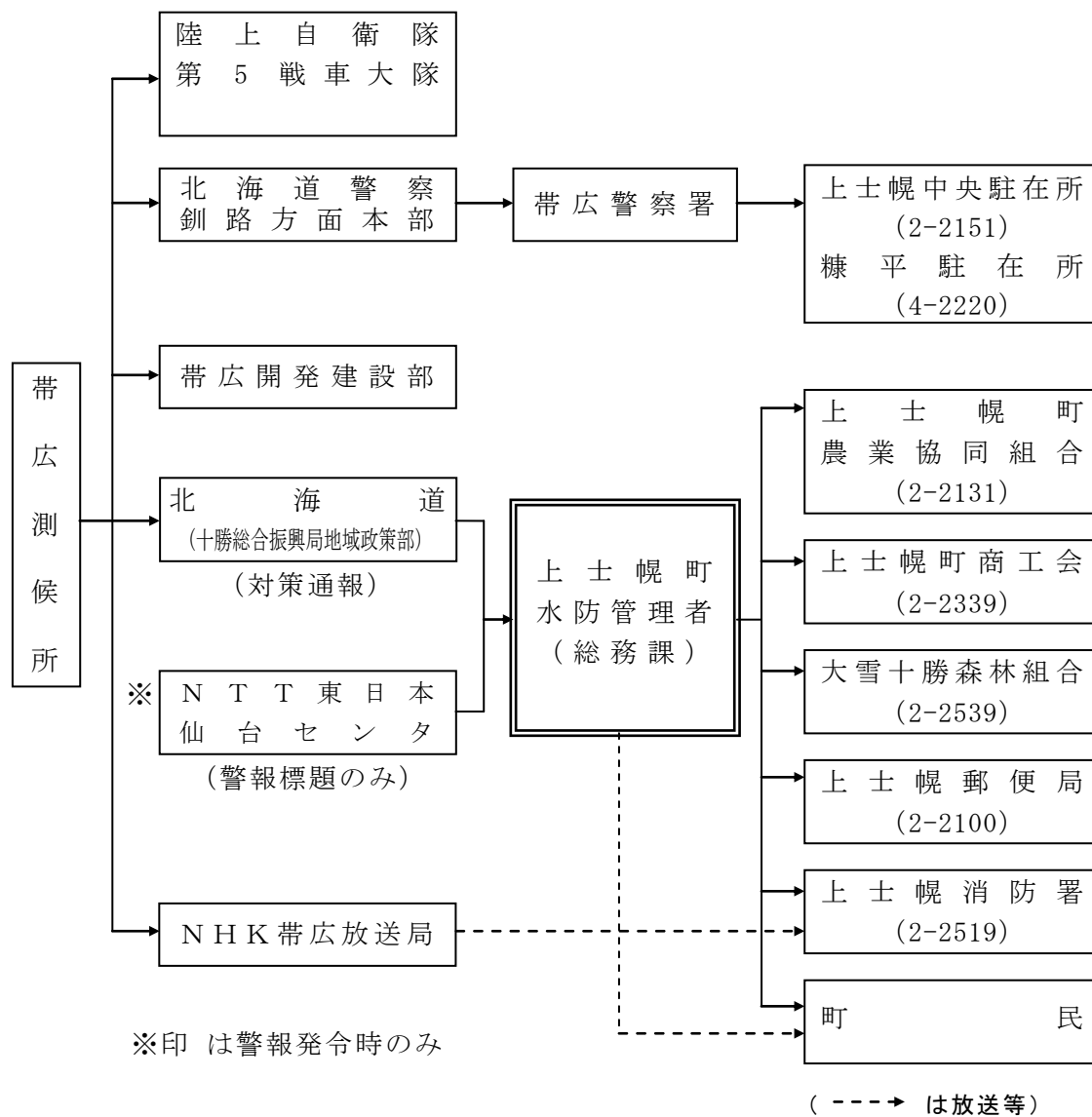
情報システムによる雨量や河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。雨量・河川水位の観測地は次のアドレスで閲覧する。

「北海道川の防災情報」（北海道所管） <http://www.river.go.jp/hokkaido/>
 「川の防災情報」（国土交通省所管） <http://www.river.go.jp/>

4 水防活動用気象注意報及び気象警報、水防警報の伝達

水防活動用気象注意報及び気象警報並びに水防警報の伝達は次の系統により行うものとする。

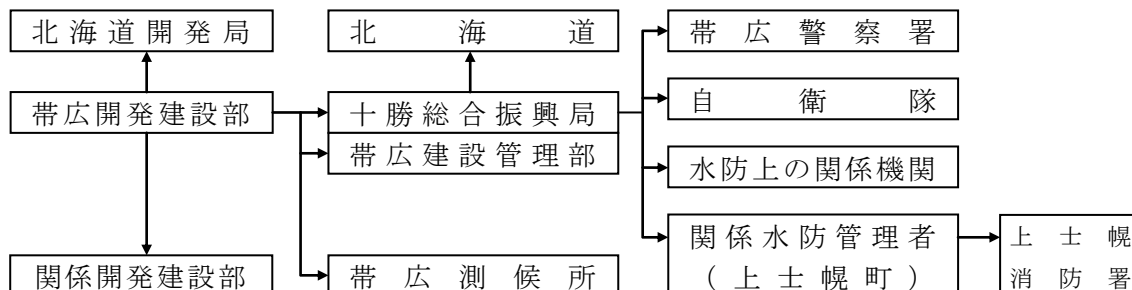
(1) 水防活動用気象注意報・気象警報



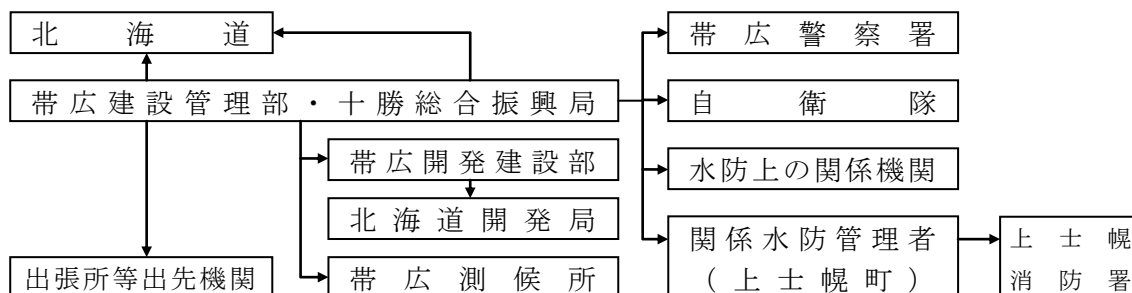
(2) 水防警報（水防法第16条の6第1項）

水防警報指定河川についての水防警報は北海道開発局又は道が発表し、伝達は次の系統により行うものとする。

① 北海道開発局が発表する場合



② 道が発表する場合



5 各種情報

気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）により災害が発生するおそれがある場合、気象官署は担当予報区に対し注意を喚起するため、注意報や警報の補足説明、注意報発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報を発表する。

第4章 予防計画

第1 本町における重要警戒区域及び整備計画

- (1) 「災害危険区域現地調査実施要領」に基づく、本町における災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編の「別表1」から「別表3」のとおりである。

水防区域..... (資料編：4-0-1「別表1」)
地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）..... (資料編：4-0-2「別表2」)
土石流危険区域..... (資料編：4-0-3「別表3」)

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

※ 地すべり・がけ崩れ等危険区域（地すべり危険区域）は、該当個所（上記出典中「第5表（1）掲載データ」）なし。

- (2) 「市街地における低地帯の浸水予想区域」については、資料編の「別表4」のとおりである。

市街地における低地帯の浸水予想区域..... (資料編：4-0-4「別表4」)

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第4表より掲載。

- (3) 前（1）～（2）までの災害危険区域を示す位置図は、資料編の「別図1」のとおりである。

災害危険区域位置図..... (資料編：4-0-0「別図1」)

※ 出典：災害危険区域を示した「上土幌町要図A、B」を掲載。（原本は1/50,000カラー図）

- (4) 町の区域における危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧は、資料編の「別表5」のとおりである。

危険物取扱所及び貯蔵所..... (資料編：4-0-5「別表5」)

※ 出典：「上土幌町危険物施設一覧表」

第1節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 予防対策

町は、国及び道と連携し、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するものとする。

町民への警報及び注意報並びに情報等の伝達手段としては、サイレン・広報車等のほか、「消防団緊急伝達システム」の活用等、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第4節「融雪災害予防計画」による。

第2 水防計画

洪水やその他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、本計画の定めによる。

1 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び町民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

(1) 上士幌町（水防管理者）

町は、水防法第3条（市町村の水防責任）の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 上士幌消防署（北十勝消防事務組合）

① 上士幌消防署は、町と緊密な連絡を図り、町の区域における水防を十分に果たす責任を有する。

② 上士幌消防署は、単独で前①に定める責任を果たすことが困難又は不相当と認められる場合においては、洪水等による共通性を勘案し、関係消防事務組合と共同して水防を行うものとする。

③ 上士幌消防署の組織は、「第4章 第7節 消防計画」の定めによる。

④ 水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防署長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の区域であっても直ちに出勤し、現地水防活動にあたるものとする。

消 防 機 関	分 担 区 域
消防署及び上士幌消防団第1分団	下記以外の町の区域
〃 第2分団	黒石平、糠平、幌加、三股
〃 第3分団	字上士幌46号以北、字居辺46号以北

※消防団（第1、第2、第3分団）の統括は、消防団長が行う。

(3) 十勝総合振興局

- ① 十勝総合振興局長は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
- ② 十勝総合振興局長は、水防法第 16 条（水防警報）第 3 項の規定により次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等にその内容を通知するものとする。
 - ア 帯広測候所が、気象の状況により洪水等のおそれがあると認め、発表する通知を受けた場合。
 - イ 水防法第 16 条（水防警報指定河川）第 1 項の規定により、指定した河川につき帯広開発建設部が発表する水防警報を受けた場合。

(4) 帯広建設管理部

- ① 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防御し、又これによる被害を軽減する措置をとるものとする。
- ② 道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ、水防管理者に通知するものとする。

(5) 帯広開発建設部

帯広開発建設部は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとし、気象の状況により洪水のおそれがあるときは、直ちに水防管理者等にその情報を通知するものとする。

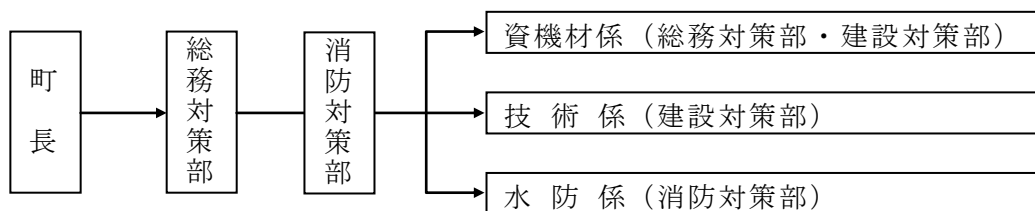
(6) 居住者等の義務

水防法第 24 条（居住者等の水防義務）の規定に基づき、町の区域に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、協力に努めるものとする。

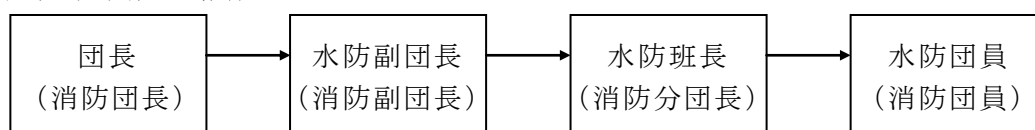
2 水防組織及び所轄事務

「第 3 章 第 1 節 組織計画」の定めに基づき、水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課で行うものとする。

- (1) 水災の場合は、災害対策本部よりも早い時点で活動が始められることが通常と予想されるので、本部組織の場合に準じて次のとおり組織するものとする。



- (2) 水防団（消防団）の編成



3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」の定めに準じ所轄するものとする。

4 近隣市町村水防管理団体及び警察官等との協力応援

- (1) 水防法第23条の規定に基づく近隣水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

要 請 先	電 話
北十勝消防事務組合消防本部	0155-30-3323 -3322
音更町水防管理者	0155-42-2111
音更消防署長	0155-30-3323 -3322
士幌水防管理者	01564-5-5211
士幌消防署長	01564-5-2323
鹿追水防管理者	01566-6-2311
鹿追消防署長	01566-6-2201

- (2) 警察官との協力応援は、「第5章 第6節 災害警備計画」の定めによるもののほか、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求める場合、水防法に規定されている事項は、次のとおりである。

- ① 警戒区域の監視 法第21条第2項
- ② 警察官の出動 法第22条
- ③ 警察通信施設の利用 法第27条第2項
- ④ 避難、立退きの場合における措置 法第29条

- (3) 自衛隊の災害派遣要請は、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（十勝総合振興局長）に対して派遣要請を依頼するものとする。

5 水害危険区域

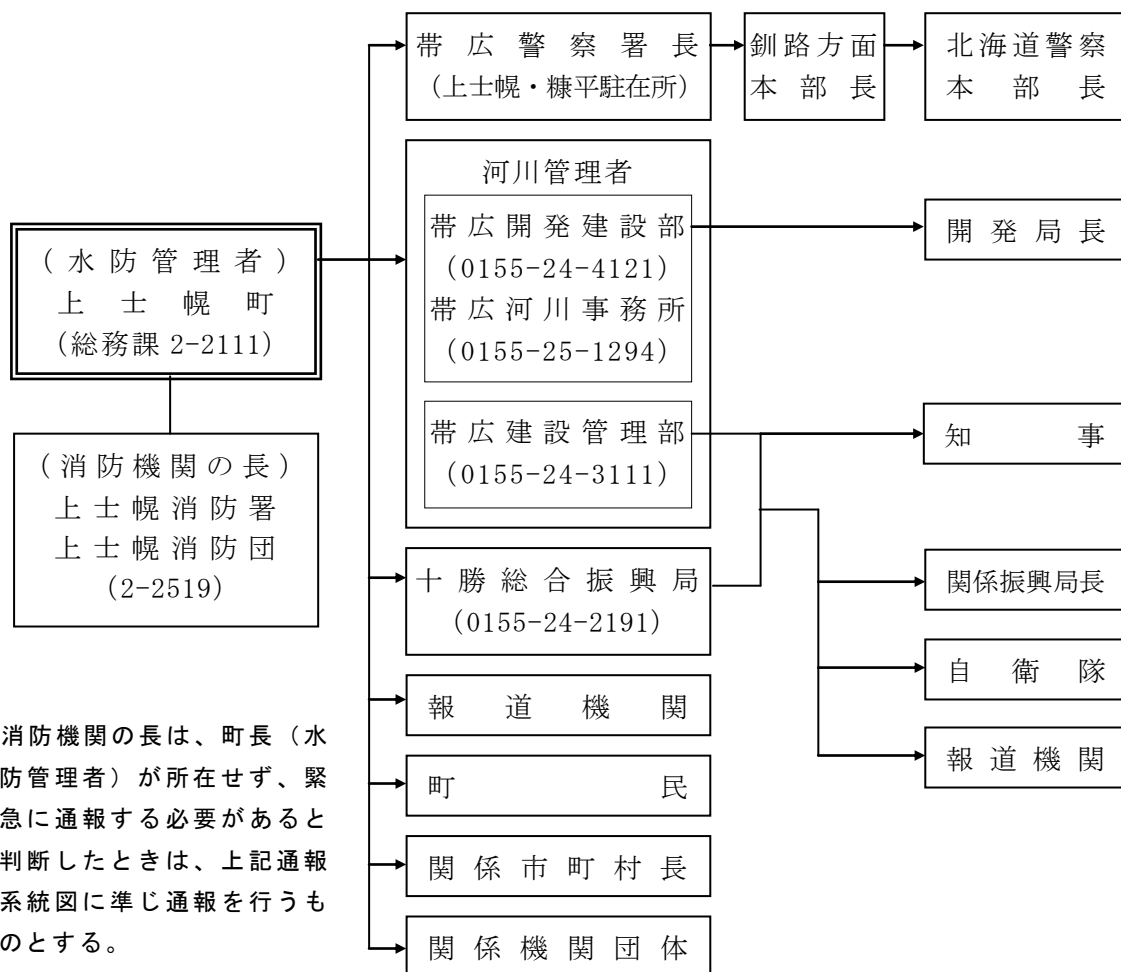
町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な水防区域及び警戒防御区域は、「第4章 第1 本町における重要警戒区域及び整備計画」の水防区域、地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）、土石流危険区域のとおりである。（資料編：4-0-1「別表1」～ 4-0-3「別表3」）

6 雨量、水位観測所（町の区域内）

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、帯広開発建設部帯広河川事務所雨量・水位観測所、帯広建設管理部と連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。なお、町の区域内に設置された雨量・水位観測所は、「第2章 第1節 第5 雨量・水位観測所（町の区域内）」のとおりである。

7 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報するものとする。ダム情報については、「第3章 第2節 第1-3 水防予警報等の伝達計画」の(2) ダム情報の通信系統を参照のこと。



8 水防用主要資機材の備蓄

町の水防用の主要資機材の備蓄状況は、(資料編：4-1-1「別表1」防災用機材・資材在庫一覧)のとおりである。

なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、民間等から調達するものとする。

9 水門等の設置場所

番号	水系名	河川名	樋門・樋管名	所在地
1	十勝川	音更川	下村排水樋管	上士幌町東4線
2	十勝川	音更川	川村排水樋管	上士幌町西2線
3	十勝川	音更川	鈴木排水樋管	上士幌町西1線
4	十勝川	音更川	浜名樋管	上士幌町東1線
5	十勝川	音更川	田中樋管	上士幌町東1線
6	十勝川	音更川	安村樋管	上士幌町西2線

10 気象警報等の通信連絡

- (1) 町（水防管理者）又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、釧路地方気象台（帯広測候所）、帯広開発建設部若しくは道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の通知を受けたときは、「第3章 第2節 第1 注意報、警報及び火災気象通報」に基づき伝達を行うものとする。

区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要
気象予警報 気象業務法 第14条の2第1項 法第10条第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	帯広測候所	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 法第10条第2項 法第1条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	帯広開発建設部 釧路地方気象台 共 同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	帯広開発建設部 北 海 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

- (2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 規 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。 指定水位（通報水位）＝水防団待機水位
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	出動水防機関が出動する必要がある旨を警告するものとする。	はん濫注意情報（洪水注意報）等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水・漏水・法崩・亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するものとする。	はん濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既にはん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であったとしても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 水防信号

警戒情報及び避難勧告、指示等の情報は、ラジオやテレビ、広報車、サイレン等によって行う。なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン	摘要
警戒信号	●休止 ●休止 ●休止	●-休止 ●-休止 ●-休止 5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒	はん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）に達したとき及び気象台からの気象の通報を受けたとき。
出動第1信号	●-●-● ●-●-● ●-●-●	●-休止 ●-休止 ●-休止 5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき。（消防機関・水防団等）
出動第2信号	●-●-●-● ●-●-●-● ●-●-●-●	●-休止 ●-休止 ●-休止 10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒	町の区域内に居住する者が出動するとき。
危険信号 (避難・立退き)	乱打	●-休止 ●-休止 ●-休止 1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせるとき。

- (備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること
 2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない
 3. 危険が去ったときは口頭及び電話並びに広報車等により周知すること

11 水防管理団体等の非常配備

(1) 町長は、次に掲げる水防活動を必要とする場合に非常配備の体制をとるものとする。

- ① 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
- ② 知事から指示があったとき

(2) 非常配備の体制は、「第3章 第1節 第4-2 非常配備体制」によるものとする。

本部長は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

12 非常監視及び警戒

建設対策部は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町の区域の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常

13 警戒区域の設定

- (1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職団員又は警察官をして監視させるものとする。

- (2) 前(1)に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

14 避難及び立退き

- (1) 避難及び立退きの指示

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、「第5章第4節 避難対策計画」の定めにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。

なお、水防管理者が立退きを指示する場合には、速やかに知事（十勝総合振興局）及び警察署長に通知するものとする。解除を公示した場合も同様とする。

- (2) 避難場所及び避難の方法

避難場所の指定、避難の方法に関する事項については、「第4章第9節 避難体制整備計画」及び「第5章第4節 避難対策計画」に準じるとともに、本町において指定した避難場所等の情報について、あらかじめ広報誌等により、町民への周知に努めるものとする。

15 水防解除

水防管理者は、水位が「はん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）」以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを町民に周知するものとする。

16 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させるとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

17 ダム所在地及びダム操作通報先、決壊通報

(1) ダム所在地及びダム操作通報先

放流時 におけるダム 管理者からの通報先	ダム	音 更 川		
	河川名	電 源 開 発 上 士 幌 電 力 所 TEL (2-4101)		
	ダム管理者	糠 平	幌 加	黒 石 平
	ダム所在地	糠 平 ダ ム	幌 加 ダ ム	元 小 屋 ダ ム
	ダム名称			
上士幌町役場	2-2111	○	○	○
上士幌中央駐在所	2-2151	○	○	○
糠平駐在所	4-2220	○	○	○
帯広開発建設部	0155-24-4121	○		○
帯広建設管理部	0155-24-3111	○		○
十勝総合振興局	0155-24-2191	○		○
士幌町役場	5-5211	○		○
音更町役場	0155-42-2111	○		○
帯広市役所	0155-24-4111	○		○

(2) ダム管理者から通報を受けた町長は、直ちに次の各機関へ伝達するものとする。なお、水防管理者が現場に所在せず緊急に通報する必要があると判断したときは、消防機関の長が、ダム情報の通信系統（第3章 第2節 第1-3 水防予警報等の伝達計画（2））に準じ通報を行うものとする。

	上 士 幌 消 防 署	上 士 幌 小 学 校	上 音 更 小 学 校	萩 ケ 岡 小 学 校	地 域 住 民
糠 平 ダ ム	○	○	○	○	○
幌 加 ダ ム	○				○
元 小 屋 ダ ム	○	○	○	○	○

(3) ダム管理者は、ダムが決壊したときは直ちにダム情報の通信系統「第3章 第2節 第1-3 水防予警報等の伝達計画（2）」に準じ通報を行うものとする。

第2節 風害予防計画

風による災害の予防対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 予防対策

台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずるものとする。

また、学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

なお、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 予防対策

1 交通の確保

- (1) 一般国道で北海道開発局所管にかかる道路の除雪は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 一般道道で北海道所管にかかる道路の除雪は、帯広建設管理部が行う。
- (3) 上士幌町が管理する道路は、町が行う。

町道における除雪作業及び除雪区域割と除雪対象区域等については、年度毎の除雪計画により実施するものとする。

(4) 交通規制

帯広警察署（上士幌中央駐在所・糠平駐在所）は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

2 なだれ防止策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ予防措置を講ずるよう努めるものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

4 除雪機械、通信施設の整備

除雪機械、通信施設の整備点検を行う。なお、除雪機械保有数は資料編に掲載（資料編：4-3-1「別表1」除雪機械保有数一覧）のとおりであり、道路除雪は町有車両によるほか民間借上により実施するものとする。

第2 応急対策

1 交通途絶地区の緊急対策

積雪が多く、交通が途絶している地区において、急患又は食糧の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水、なだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては気象官庁諸機関と緊密な連絡をとり、町の区域内的の降積雪の状況を的確に把握するとともに、気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、「第4章 第1 本町における重要警戒区域及び整備計画」に定める重要水防警戒区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。
 - ① 町及び消防機関は、地域住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
 - ② 町及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (2) ダム等水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等予防対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ予防措置に努めるものとする。
また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

- (1) 積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 積雪、捨雪及び塵芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害の発生を防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

第2 応急対策

出水災害等が発生したときは、必要に応じ町民の避難等の応急対策を講ずるものとする。

第5節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次の定めによる。

第1 現況

「第4章 第1 本町における重要警戒区域及び整備計画」の定めによる。

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進するべく、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 土砂災害警戒区域等の指定地域について、防災計画に基づいて警戒区域における円滑な警戒避難が行われるための事項を整備するとともに、別途町が作成する「防災のしおり」等の印刷物を配布するなど町民への周知を行うものとする。
- 2 土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、防災計画に定め、町民の安全を確保するものとする。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため被害を軽減する活動は、本計画の定めによる。

1 地すべり・急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

町及び防災関係機関は、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに町民に周知し、避難を呼びかける。さらに、町民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。

2 土石流予防計画

町及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに町民に周知し、避難を呼びかけるとともに、町民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

第6節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物防御に関する計画は、次の定めによる。

第1 建築物防災の現状

本町の市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大の可能性がある。
ただし、本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定は無い。

第2 予防対策

建築物が密集して火災により多くの被害が発生するおそれのある地域においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図るものとする。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図るものとする。

第7節 消防計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用について、また、地域の災害を予防し、警戒及び制圧して、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項は、次の定めによる。

なお、この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、北十勝消防事務組合消防計画によるものとする。

第1 消防体制の整備

1 上士幌町消防計画の充実

町は、消防の任務を遂行するため、防災計画の内容を踏まえ、北十勝消防事務組合組織により、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図るものとする。

2 火災防御対策

消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期すものとする。

3 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化基本計画を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進するものとする。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図るものとする。

第3 広域消防応援体制

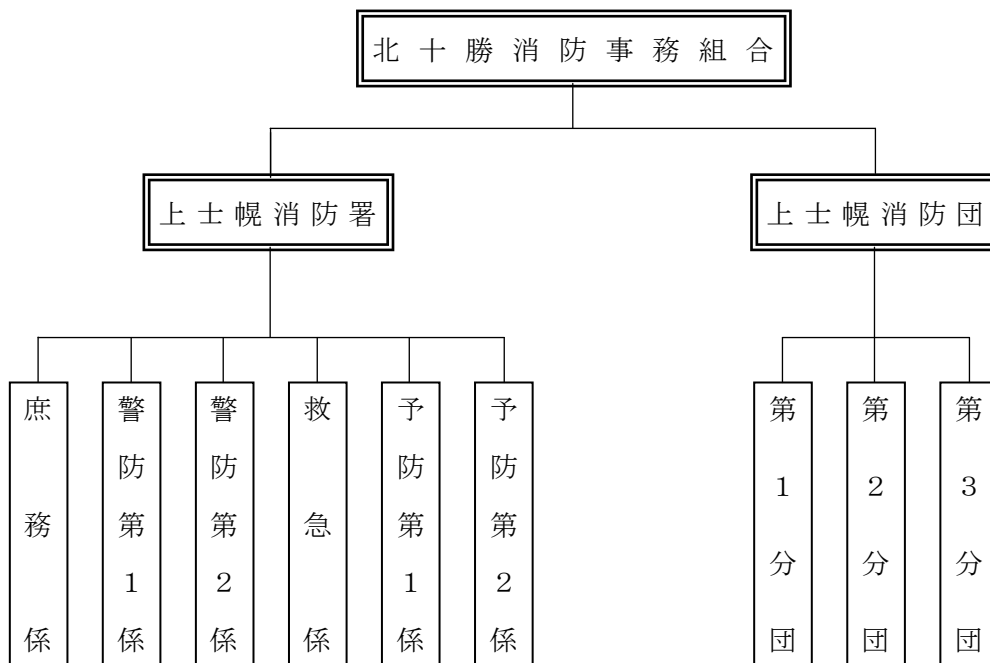
消防機関は、大規模な災害など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や、「第5章 第29節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 消防事務組合消防計画

1 消防機関の組織及び機構

消防事務は、地方自治法第284条に基づく一部事務組合である北十勝消防事務組合において共同処理するものとし、その組織は次のとおりである。

(1) 消防組織図（上士幌町分のみ）



(2) 上士幌消防署の機構

（平成18年4月1日現在）

機関名	署長	署長補佐	庶務係	警防第1係	警防第2係	救急係	予防第1係	予防第2係	合計
消防署	1	3	3	3	2	2	3	2	19

(3) 上士幌消防団の機構

（平成18年11月1日現在）

上士幌消防団	団長	副団長	第1分団	第2分団	第3分団	合計
定数	1	1	36	17	12	67
実員	1	1	36	15	11	64

2 消防施設整備状況

車両、消防無線、消防水利の基準及び現有数、消防資機材の保有状況については、(資料編：4-7-1「別表1」 消防施設整備状況)による。

3 火災予防

(1) 火災予防住民運動の促進

- ① 火災予防運動
- ② 民間防火組織の育成
- ③ 広報誌等による防火思想の普及

(2) 防火管理者制度の育成

防火管理者資格取得講習会を開催して法定資格者を養成するとともに、上級研修会等を通じて防火管理者の知識の向上を図り、また、防火管理者を定めるべき防火対象物における消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検整備、防火管理者の自主的組織の育成等により、自衛消防体制の強化に努めるものとする。

(3) 火災予防査察

病院、店舗、学校、工場等の公衆の出入り、又は多数の者が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防職員及び消防団員による火災予防査察を定期的に実施するものとする。

(4) 危険物の規制

危険物製造所、貯蔵所及び取扱所における保安基準の遵守並びに危険物保安監督者の保安監督業務の徹底を期するため、消防職員による立入検査を実施するとともに、危険物施設関係者による自主防災組織(上士幌町危険物安全協会等)の育成を図り、危険物の取扱いに対する知識や技術の向上並びに保安の確保を重点目標とし、自衛消防体制の強化を促進し、危険物災害の早期初動体制を確立するとともに、被害の拡大防止と軽減を図ることとする。

第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において、町民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備については、次の定めによる。

第1 食料及び給食用資機材の確保・備蓄

町は、あらかじめ食料関係機関及び保有事業者と食料調達に関する協定を締結するなど、災害時における食料等の確保・供給に努めるものとする。

また、町民に対し2～3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう、防災週間や防災関連行事等を通じて啓発を図るものとする。

(資料編：協定2「災害時における応急生活物資の確保に関する協定書」(セブンイレブン上土幌町店))

(資料編：協定3「災害時における応急生活物資の確保に関する協定書」(ローソン上土幌町店))

第2 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努めるものとする。

(資料編：4-1-1「別表1」防災用機材・資材在庫一覧)

第9節 避難体制整備計画

災害から町民の生命・身体を保護するための避難所及び避難場所の確保及び整備等に関する計画は、次の定めによる。

第1 避難所及び避難場所、避難路の整備・周知

町は、災害等の緊急時に速やかに町民の安全を確保するため、必要な避難所及び避難場所、避難路の整備を図るものとする。

本町における避難所及び避難場所については、(資料編：4-9-1「別表1」指定避難所及び避難場所)のとおりである。

1 避難所及び避難場所の選定と確保

- (1) 本町では、対象地区町民が理解しやすく、周知の徹底を図ることを重視することから、一時避難場所としての広場、緑地、グラウンド等については、町民を一時的に収容し保護する指定避難所と同じ所在地又は隣接、近接する箇所を選定の上、指定し整備するものとする。
- (2) 災害時要援護者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備
避難所及び避難場所や避難路の設定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するものとする。
- (3) 観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮したものとし、また、火山など影響範囲の大きい災害については、避難所に収容しきれない場合があることから、近隣市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図るものとする。

2 避難路の選定

町職員、消防職員、警察官等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。

3 避難所及び避難場所の町民への周知

避難所及び避難場所、避難路等については、平常時から以下の方法で周知徹底を図るものとする。

- (1) 町広報誌等
- (2) 防災訓練
- (3) 防災啓発パンフレット等印刷物

第2 避難体制の整備

1 避難体制

町は、避難指示、避難勧告に加え、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報等については、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対しての避難行動支援対策を図るものとする。

また、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努めるものとする。

第3 避難誘導體制の整備

- 1 災害の危険性が高まり、町民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるものとするが、災害時要援護者には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努めるものとする。
- 2 災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、行政区、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。
また、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも個人情報扱いには十分留意するものとする。

第10節 災害時要援護者対策計画

災害発生時における災害時要援護者の安全の確保に関する計画は、次の定めによる。

第1 地域における災害時要援護者対策

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、行政区及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

1 災害時要援護者の実態把握

民生委員児童委員等の協力により、地区ごとの支援を要する高齢者や障がい者等の人数及び災害時における支援体制の有無について、名簿を作成するなどあらかじめその実態を把握しておくものとする。

なお、掌握した名簿等を防災対策に利用する場合でも個人情報の扱いには十分留意するものとする。

2 災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備

災害時要援護者が適切に避難できるよう次の点に留意し、平常時から災害時要援護者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(1) 避難指示等の体制

行政区長、民生委員児童委員などの協力により、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を講ずるものとする。

災害時要援護者が避難するにあたって、地域住民をはじめ、避難誘導員、行政区など、地域ぐるみの避難誘導等の方法をあらかじめ具体的に定めるよう努めるものとする。

3 災害時要援護者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

(1) 防災知識等の普及啓発

災害時要援護者及びその家族に対し、講習会の開催、分かりやすい広報資料や防災パンフレット等の配布を通し、災害時要援護者の実態に合わせた災害に対する基礎的知識、家庭内における予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努めるものとする。

(2) 防災訓練

防災訓練を実施する際には、高齢者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮するとともに、地域住民、行政区等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備に努めるものとする。

第2 観光客・外国人対策

言葉、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めるものとする。

第11節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害を最小限におさえるためには、防災関係機関の活動とともに地域住民及び事業所等による自主的な防災活動が極めて重要である。「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置・育成を推進する計画は次の定めによる。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、行政区等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、災害時要援護者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

第2 事業所等の防災組織の整備

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられているところについては、制度の趣旨を徹底するとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所等においては、自主的な防災組織を設置するなどして積極的な防災体制の整備・強化に努めるものとする。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、また、地域の実情に応じて以下の点に留意するものとする。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、行政区単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
- 2 他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のないような編成とする。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃からの備えや、災害時の的確な行動が重要であり、行政区等の会合などを利用して防災に関する正しい知識の普及を図るものとする。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時において、町民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得するものとする。

個別訓練として、情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練等を地域の実情に応じて実施するものとする。また、一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対する地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を検討し実践するため、町と連携して地元住民の立場に立った図上訓練の実施に努めるものとする。

(3) 防災点検の実施

災害発生時において、被害拡大の原因となるものが家庭内や町の区域内に多くあると考えられるので、町民自らが自主的な点検を実施するほか、自主防災組織としても期日を定めて一斉に防災点検を実施するものとする。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、その活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかに応急措置をとることが出来るよう日頃から点検を行うものとする。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時に発生した被害状況を迅速かつ正確に把握して町に報告するとともに、防災関係機関による情報を町民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動を行うものとする。このため、あらかじめ以下の事項を定めておくものとする。

- ① 連絡をとるべき防災関係機関名
- ② 防災関係機関との連絡手段
- ③ 防災関係機関の情報を町民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、町の区域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に努めるものとする。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末などの出火防止措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器などにより初期消火に努めるものとする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町へ通報するとともに、二次災害発生に十分注意しながら救出活動に努めるものとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を行うとともに、状況により医療機関・救護所へ搬送するものとする。

(4) 避難の実施

町長等から避難準備情報や避難勧告、避難指示が出された場合には、町民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。

なお、災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、町の活動と連携した自主防災組織による積極的な協力を行うものとする。

第12節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、除排雪体制を強化するなど、積雪・寒冷期における災害の軽減に関する計画は次の定めによる。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立するものとする。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

次に定める以外の事項については、「第4章 第3節 雪害予防計画」に準ずる。

- (1) 除雪体制の強化
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

2 航空輸送の確保

災害による道路交通障害により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されることから道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図るものとする。

本町におけるヘリコプター発着可能地については、「第5章 第27節 ヘリコプター活用計画」を参照。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努めるものとする。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図るものとする。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難場所等、避難路の確保に努めるものとする。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるものとする。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討するものとする。

第5 スキー客に対する対策

スキー場でなだれ等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。スキー場管理者は、スキー場利用客の対策について関係者間の連携を図るなど対策を講ずるものとする。

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は各応急対策業務を行い、被害の防止、並びに災害の拡大を防止する。

第1節 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等に関する計画は、次の定めによる。

第1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- 1 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

- 2 町及び防災関係機関は、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と災害により孤立化する危険のある町の区域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段としては、広報車、消防団緊急伝達システムの活用等、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。

1 町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局に報告するものとする。
- (2) 町長は、警報、注意報、情報等及び災害情報等報告取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者に総務課長、その代理者には企画財政課長をあてるものとする。
- (3) 地区情報連絡責任者（各行政区長等）は、地域住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

2 災害時の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部設置

- ① 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報するものとする。
- ② 防災関係機関は、前①の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により十勝総合振興局を通じて道に通報するものとする。

- ① 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- ② 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ③ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- ④ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

- ① 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告するものとする。
- ② 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努めるものとする。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び十勝総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

なお、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出するものとする。

4 情報通信

各種災害に対する情報通信連絡系統については項目ごとに定めるものとするが、実施事項については特に記載するもの以外は次によるものとする。

- ① 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

被害状況等の報告【消防庁報告先】

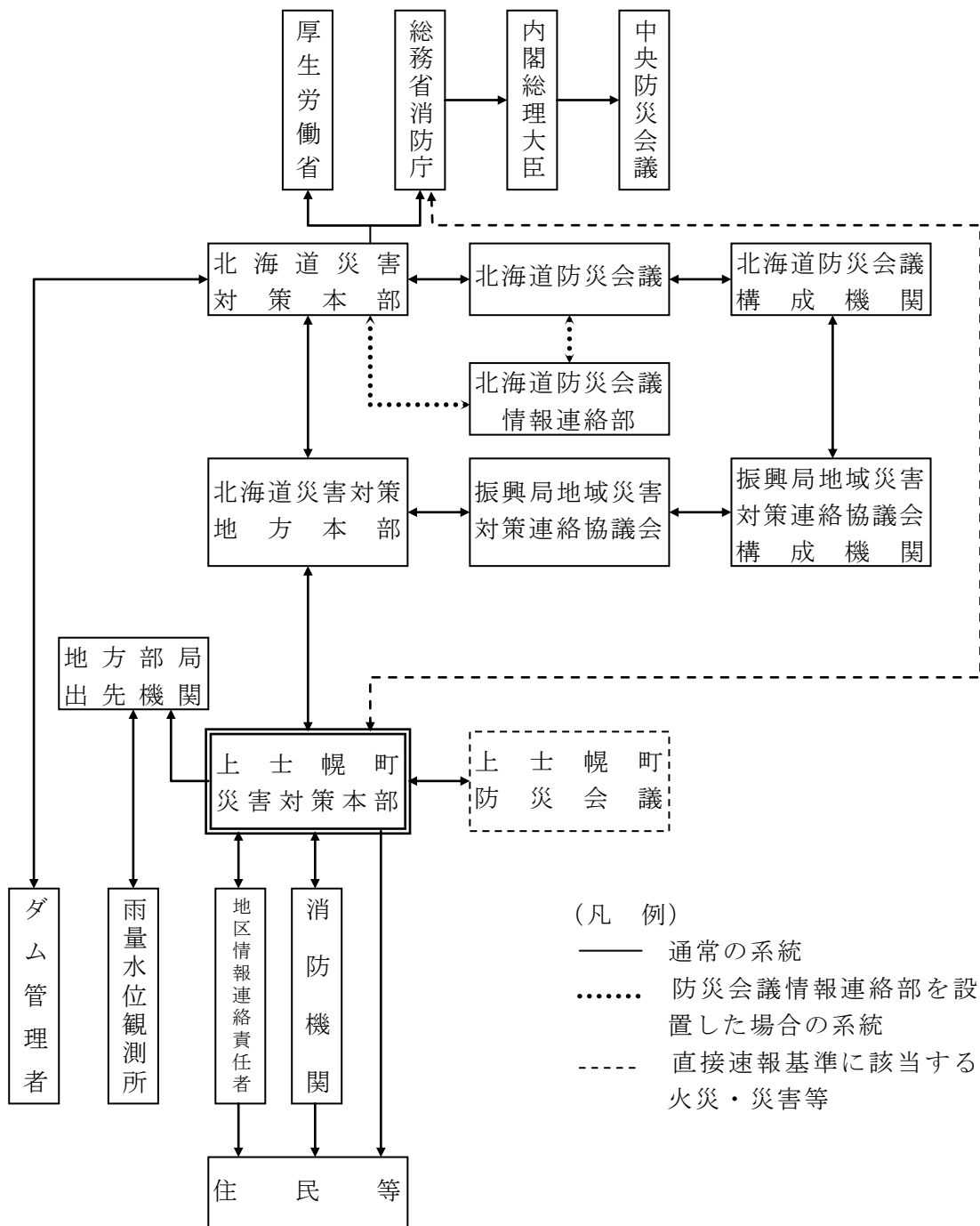
回線	区分	平日（9：30～17：45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
N T T回線		03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
消防防災無線		7527 7537（FAX）	7782 7789（FAX）
地域衛星通信 ネットワーク		TN-048-500-7527 TN-048-500-7537（FAX）	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789（FAX）

（注）地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは：市町村の内線電話機から発信する時のアクセス特番（市町村ごとに設定されている。）

〔「直接即報基準」に該当する火災・災害〕

- ・ 航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
- ・ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ・ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
- ・ 原子力災害
- ・ 死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
- ・ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

5 災害情報等連絡系統図



〔災害情報等報告取扱要領〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「様式 1」（資料編：5-1-1「災害情報」）により速やかに報告するものとする。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

① 速報

被害発生後、直ちに「様式 2」（資料編：5-1-2「被害状況報告」）により件数のみ報告すること。

② 中間報告

被害状況が判明次第、「様式 2」（資料編：5-1-2「被害状況報告」）により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

③ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に「様式 2」（資料編：5-1-2「被害状況報告」）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

「様式 2」（資料編：5-1-2「被害状況報告」）

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、「別表 1」（資料編：5-1-3「被害状況判定基準」）のとおりとする。

第3 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社北海道支店（(株)NTT東日本一北海道帯広支店）等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備を使用して行うものとする。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

(1) 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは援助、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話。

(2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

(3) 非常・緊急通話の利用方法

- ① 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
- ② NTTコミュニケータがでたら
 - ア 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。
 - イ あらかじめ指定した登録電話番号と機関名を告げる。
 - ウ 通話先の電話番号を告げる。
 - エ 通話内容を告げる。
- ③ NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。
- ④ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社北海道支店（(株)NTT東日本－北海道帯広支店）の契約約款に定める通信内容、機関等

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水（津波、高潮）等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に取扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間（①の8項に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本表1～4(2)に掲げるものを除く）相互間

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは援助、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

① 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

② NTTコミュニケータがでたら

ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

イ あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

ウ 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社北海道支店（(株)NTT東日本－北海道帯広支店）の契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱い及び緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

3 通信途絶時等における連絡方法

各関係機関、個人の協力を得て、移動無線電話、携帯無線、携帯電話により、緊急通信連絡体制を確立する。

アマチュア無線組織の協力を得て通信の万全を図る。

（資料編：協定6「災害発生時の情報収集等の協力に関する協定書」）

第2節 災害広報計画

災害時において、報道機関及び関係諸機関並びに町民に対して災害情報を迅速に提供し、人心の安定と社会秩序の維持を図るとともに、混乱を防止するために必要な広報に関する計画は、次の定めによる。

第1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第5章 第1節 災害情報通信計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 災害現場の情報の収集及び写真撮影
- (2) 町民及び報道機関・その他関係機関及び各部班取材による情報の収集
- (3) その他災害の状況に応じて、職員の派遣による情報の収集

第2 災害情報等の発表及び広報の方法

1 報道機関に対する情報発表の方法は次によるものとする。

- (1) 収集した被害状況・災害情報等は、状況に応じ報道機関に対して次の事項を発表する。
 - ① 災害の種別（名称）及び発生日時
 - ② 災害発生場所
 - ③ 町民に対する避難勧告・指示の状況
 - ④ 避難勧告・指示の解除
 - ⑤ 被害状況
 - ⑥ 災害対策本部の設置及び解散
 - ⑦ 町民及び被災者に対する協力並びに注意事項
 - ⑧ 応急対策の状況
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

2 町民等に対する広報

町民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を把握し次の方法により行うものとする。なお、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとし、また災害時要援護者への伝達に十分配慮するものとする。

- (1) 新聞・テレビ・ラジオ等の利用
- (2) 広報車の利用
- (3) 広報誌・チラシ類の印刷物の利用

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族住民等に対して行う災害広報は次により実施するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 災害復旧の見通し
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 各関係機関に対する周知

総務対策部は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供するものとする。

5 被災者相談所の開設

被災者家族等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、町長は、必要と認めるときは役場内に被災者相談所を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

第3節 応急措置実施計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う必要な応急措置に関する計画は、次の定めによる。

第1 応急措置の実施責任者

法令上、実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- (1) 知事 (基本法第70条)
- (2) 警察官等 (基本法第63条第2項)
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)
- (5) 町長・町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (基本法第62条)
- (6) 水防管理者・消防機関の長等 (水防法第17条及び第21条)
- (7) 消防長又は消防署長等 (消防法第29条)

第2 従事命令等の実施

従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、(資料編：5-3-1「別表第1号様式」～5-3-5「別表第5号様式」)に定める公用令書等を交付して行うものとする。

施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は(資料編：5-3-6「別表第6号様式」)に定める証票を携帯しなければならないものとする。

第3 町の実施する応急措置

1 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

2 応急公用負担の実施

町長は、町の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、町の区域内の他人の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができるものとする。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行第24条の規定に基づく措置を取らなければならない。

3 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施

町長は、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができるものとする。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対する通知又は当該処分に通常生ずべき損失の補償を行うものとする。

4 他の市町村に対する応援の要求等

- (1) 町長は、町の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができるものとする。この場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。
- (2) 前（1）の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村の指揮の下に行動するものとする。

5 知事に対する応援の要求等

町長は、町の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができるものとする。

6 町民に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、町の区域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができるものとする。（基本法第 65 条）
- (2) 町長及び消防署長は、水防のため緊急の必要があるときは、町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができるものとする。（水防法第 24 条）
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができるものとする。（消防法第 29 条第 5 項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、緊急業務に協力することを求めることができるものとする。（消防法第 35 条の 7 第 1 項）
- (5) 町は、前（1）～（4）の応急措置等の業務に協力援助した町民等が、そのため負傷・疾病・障害又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行うものとする。

第 4 救助法適用の場合

救助法の適用と実施については「第 5 章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」の定めによる。

第4節 避難対策計画

災害時において、町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次の定めによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）くずれ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長は次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

- (1) 災害の危険がある場合、必要と認める町の区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを勧告又は指示するとともに、立退き先を指示するものとする。救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて避難所を開設、被災者の収容等を行い、その旨を速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。（解除の場合も同様）また、立退き指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。
- (2) 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、町民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行うものとする。
- (3) 水防管理者が、避難のための立退き指示をする場合は、警察署長にその旨を通知するものとする。
- (4) 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、サイレン及び広報車、消防団緊急伝達システム等をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の町民に迅速、かつ、的確に伝達するものとする。
- (5) 町長が不在の場合は、「第3章 第1節 第4-3 本部長の職務代理者」に準じ、副町長、教育長の順で避難勧告・指示に係る職務を代理するものとする。

第2 避難準備情報又は避難の勧告・指示の基準

1 避難準備（要援護者避難）情報

災害時要援護者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次によるものとする。

- (1) 河川が一定時間後に「はん濫注意水位」に到達すると予測される時。
- (2) その他諸般の状況から、災害時要援護者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

2 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次によるものとする。

- (1) 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。
- (2) 大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難の準備あるいは避難を要すると判断されたとき。
- (3) 河川が「はん濫注意水位」を超えるおそれがあるとき。

- (4) その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

3 避難指示

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、町民等を直ちに避難させるものであり、その基準は次によるものとする。

- (1) 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断したとき。
- (2) 事前避難のいとまがない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、至近の安全な場所に緊急避難させる。

第3 避難準備情報又は避難勧告・指示の周知

1 勧告・指示事項

- (1) 避難先
- (2) 避難経路
- (3) 避難準備情報又は避難勧告、指示の理由及び内容
- (4) その他注意事項

2 伝達方法

- (1) 信号による伝達
警鐘及びサイレン、消防団緊急伝達システムの活用等によるものとする。
- (2) 放送（ラジオ、テレビ等）・電話等による伝達
別表「放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート」に基づき各報道機関の協力を得て地域住民に伝達するものとする。
- (3) 広報車による伝達
広報車及び消防自動車により関係地域を巡回して伝達する。必要がある場合には、警察のパトロールカー等の出動を要請し伝達するものとする。
- (4) 伝達員による個別伝達
避難を勧告・指示したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合など、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、災害対策本部員・消防職員及び団員で組織を編成し、個別に伝達するものとする。
- (5) 行政区等による伝達
- (6) 防災対策システムへの情報入力によるHPへの掲載、携帯メール（登録者）への伝達

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町民対策部統括のもと、町職員、消防職団員及び警察官が協力して行うものとする。

避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。

2 避難順位

避難に際しては、負傷者及び災害時要援護者に配慮するものとする。

3 移送の方法

車両による集団輸送が必要と認められる場合は「第5章 第8節 輸送計画」に準じ、

災害時輸送の総括である建設対策部とともに、町民対策部を担当にあてるものとする。

(1) 小規模な場合

避難は、自らが行うことを原則とする。ただし、避難者が、自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、車両等によって行うものとする。

(2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、道に対し応援を求めて実施するものとする。

第5 避難路及び避難場所の安全確保

町民等の避難に当たっては、町職員及び消防職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第6 避難所及び避難場所

1 避難所及び避難場所の開設

避難所及び避難場所は、(資料編：4-9-1「別表 1」指定避難所及び避難場所)の定めによるものとする。

- (1) 町は、発災時に必要に応じて、避難人口・災害の種別・規模・その他の情報等、各災害の危険性を十分配慮し、避難場所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 緊急を要する場合で、これらの場所を使用することが出来ないときなど、必要があれば、最寄りの民間施設・公園・空き地等あらかじめ指定された施設以外についても管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。
- (3) 避難者の避難生活を想定した環境整備等の対策については、災害時要援護者に配慮した施設及び設備の整備、並びに旅館等の借上げといった多様な避難所及び避難場所の確保について検討するものとする。

2 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

避難者の状況を早期に把握し、避難所等における生活環境に注意を払うとともに、避難生活の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。

また、道と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により避難所の早期解消に努めるものとする。

なお、必要に応じ避難所の運営に関して、行政区長及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

- (1) 避難所には、本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置するものとする。
- (2) 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容等にあたるものとする。
- (3) 運営管理者は、避難所における収容状況及び「第5章 第12節 衣料・生活必需品等物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備えておくものとする。
 - ① 避難所収容台帳（避難所）
(資料編：5-4-1「様式 1」避難所収容台帳（避難所）)を参照。
 - ② 避難所設置及び収容状況（上士幌町）

(資料編：5-4-2「様式2」避難所設置及び収容状況(上士幌町))を参照。

- (4) 当該施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

第7 避難所連絡員

- 1 町長は、避難所を開設し避難住民を収容したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせるものとする。
- 2 連絡員は、避難住民の実態把握と保護に当たり、本部との情報連絡を行うものとする。

第8 警戒区域の設定

1 設定の基準(基本法第63条)

- (1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において町民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができるものとする。
- (2) 警察官は、町長(権限の委任を受けた町の職員を含む。)が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができるものとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知するものとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができるものとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知するものとする。

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

3 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該町の町長に代わって警戒区域を設定するものとする。

第9 道に対する報告

- 1 町長が、避難の勧告・指示を発令したときは(町長以外の者が発令したときは、町長経由)、次の事項を記録して知事(十勝総合振興局長)に報告するものとする。

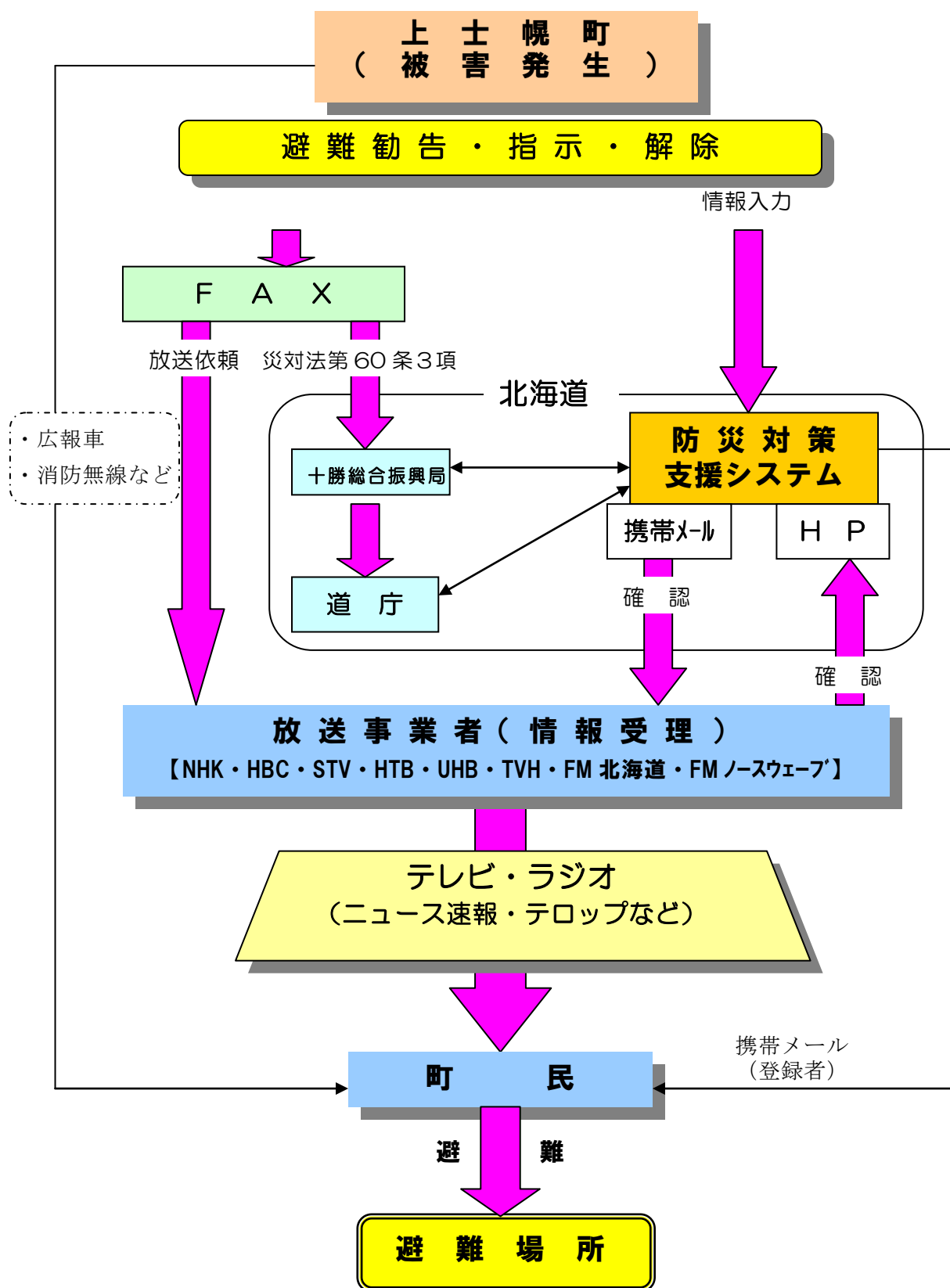
- (1) 発令者
- (2) 発令日時
- (3) 避難の対象区域
- (4) 避難先

- 2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事(十勝支庁長)に報告するものとする。

- (1) 開設場所及び日時
- (2) 開設箇所数及び収容人員(避難所の名称及び当該収容人員)
- (3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

別表

放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート



第5節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次の定めによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。

また、被災地の地元住民や行政区等の各種団体は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

第1 実施責任

町は、災害（災害救助法を適用された場合を含む。）により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社の救護所に収容するものとする。

また、町は救助力が不足すると判断した場合には、近隣市町村、道等の応援を求めるものとする。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町は、警察との緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び町民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施するものとする。

第6節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備に関する計画は、次の定めによる。

第1 災害に関する警察の任務

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害、地震等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び道民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

第2 災害警備体制の確立

風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別の定めにより災害警備本部を設置するものとする。

第3 応急対策の実施

帯広警察署長は、次に掲げる応急対策を実施するものとする。

1 災害情報の収集・伝達

町及び防災関係機関と連携して災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

2 交通整理の実施

災害の発生による避難・消火・救助活動等で交通量が増加し、停電等による信号の停止や道路災害による渋滞が予想されるため、交通整理を実施して緊急輸送の確保を図る。

3 防犯パトロール及び広報の実施

町及び行政区等と協力しながら、災害により無人化した住宅街や商店街をパトロールし、犯罪の予防及び取締りに当たる。

また、町や防災関係機関との連携のもとに交通規制や犯罪予防等に関する広報活動を行う。

4 救助救出活動の実施

町及び消防機関並びに医療機関の協力を得て、被災者の救助救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等に当たる。

5 避難の勧告・指示

町長が指示することができないとき又は町長から要求があったときは、町民等に対し避難の勧告・指示を行う。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するために必要な道路交通の確保に関する計画は、次の定めによる。

第1 交通応急対策の実施

1 町（上士幌消防署）

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。
- (2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができるものとする。
- (3) 消防職員は、前（2）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができるものとする。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができるものとする。

第2 道路の交通規制

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行うものとする。

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び所轄警察署長は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 規制の標識等

道路法及び道路交通法によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式を、基本法によって規制したときは基本法施行規則様式に定める様式によって表示するものとする。（資料編：5-7-1「様式1」規制の標識等）

ただし、緊急な場合や標識を設置することが困難又は不可能なときなどは、適宜の方法により、とりあえず交通規制を行ったことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

（規制条件の表示） 道路標識に次の事項を明示して表示するものとする。

- | | |
|-----------|----------|
| ・ 禁止制限の対象 | ・ 規制する区間 |
| ・ 規制する期間 | ・ 規制する理由 |

3 規制の周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、町民に周知を図るものとする。

第3 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、緊急通行車両確認証明書（資料編：5-7-2「様式1」緊急通行車両確認証明書）を申請する。

(2) 緊急通行車両であると認定されたものについては、証明書及び標章が交付される。

(3) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。なお、証明書は、当該車両を運行する期間中運行責任者が常に携帯し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

町は、災害の発生に備え、町が所有する車両で災害発生時に緊急通行する必要がある車両について、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、災害発生後の確認手続きの事務の省略化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておくものとする。

第4 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認めるものとする。

1 確認手続

十勝総合振興局長又は北海道公安委員会（帯広警察署長）は、十勝総合振興局長又は帯広警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

確認をしたものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

なお、緊急通行車両は、応急対策として次に掲げる事項のために使用するものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 通行禁止又は制限から除外する車両

町は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、帯広警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請するものとする。

第8節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実にを行うための計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

基本法第50条第2項に基づき、災害応急対策を実施する機関の長（町長）が行うものとする。

災害時輸送の総括は、建設対策部が行うものとする。

第2 輸送の範囲

- 1 被災者の避難
被災者の輸送とそれに伴う副次的な物資の輸送
- 2 医療及び助産
緊急を要する者の輸送
- 3 災害にあった者の救出
救出された被災者の輸送と救出のために必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水・食糧の供給
飲料水・食糧の輸送と飲料水に適する水を確保するための輸送
- 5 死体の捜索
死体捜索のため必要な人員及び資機材等の輸送
- 6 死体の処理
死体の処置検案のための人員及び死体の処理のための衛生材料等の輸送並びに死体の移送及び死体を移送するための人員の輸送
- 7 救済用物資の輸送
被災者の応急救助の目的のために直接使用される救済用物資の輸送
- 8 被災応急措置
避難対策のための人員、応急復旧作業のための人員等の輸送
- 9 その他特に必要とする輸送

第3 輸送の方法

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的に町が所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離・被害の状況等により町の所有する台数で不足する場合は、日本通運株式会社土幌営業所、一般運送事業者その他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行う等、輸送の万全を期するものとする。

- (1) 車両用燃料の主な調達先は（資料編：4-0-5「別表5」危険物取扱所及び貯蔵所）のとおりである。

2 人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な事態が発生したときは、「第5章 第26節 労務供給計画」に定める人力による輸送を行うものとする。また、積雪期は雪上車等により輸送を行うものとする。

3 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合又は急患輸送及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じた時は、道を通じ自衛隊又は北海道警察等に対し航空機輸送の要請を行うものとする。

なお、救急患者の緊急搬送に係る消防防災ヘリコプター要請については、「第5章 第27節 第3-4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請」に定める要請手続をとるものとする。

第9節 食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施するものとする。供給の責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。主要食糧の確保は町民対策部が行うものとする。

第2 供給の対象

- 1 避難場所に収容された者
- 2 住家が被災して炊事のできない者
- 3 住家が被災して一時避難先に避難する者
- 4 災害時において、応急作業に従事している者

第3 供給品目

米穀、アルファ米、即席粥、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、災害時要援護者にあたる乳幼児には乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等とする。

第4 供給の方法及び手続等

1 主要食糧

(1) 知事への要請

町長は、災害の発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を確保できないときは、その確保について十勝総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

(2) 食糧の受領

知事の指示（交通通信の途絶のため指示の受けられない場合は、この限りでない。）に基づいて、北海道農政事務所を通じて食糧を受領し、被災者等に配給する。配給方法、その他手続等については、「災害救助用米穀の緊急引渡要領」により行うものとする。

2 副食及び調味料

町長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。

確保については町民対策部が行うこととし、町の区域の小売業者等から購入して行うものとする。ただし、町において調達が困難な場合又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、十勝総合振興局長を経由して知事に対してその斡旋を要請するものとする。

第5 炊き出し計画

1 実施責任

炊き出しの給与は本部長（町長）が行うが、その事務は、町民対策部が行うものとし、炊き出しは必要に応じて社会福祉協議会のほか、各団体の協力を求めて実施するものとする。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日赤奉仕団、婦人団体、ボランティア等の協力を得て、上士幌町学校給食センター、その他炊事施設を有する施設を利用して行うものとする。

第10節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇して飲用に適する水を得ることができない場合における生活水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

被災地の飲料水の応急供給は町長の指示により建設対策部が実施するものとする。建設対策部班員及び町指定水道業者は、相互に連絡を密にし浄水の確保と給水に万全を期するものとする。

1 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに給水施設等の応急復旧を実施するものとする。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、町民に広報していくものとする。

(2) 生活水の確保

災害時の生活水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は自然水（川等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車等を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、町民に給水するものとする。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として町民に供給するものとする。

2 給水施設の応急復旧

在庫資材、発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給するものとする。

3 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第11節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 水道施設

1 応急復旧

災害における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、建設対策部は必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報収集体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策に努めるものとする。

(1) 復旧対策基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努めるものとする。

(2) 復旧対策内容

- ① 浄水場・配水池については、被害箇所発見のための、点検、受電施設の復旧、ポンプ回り配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期するものとする。
- ② 配水管・給水管の被災箇所の発見を行い、復旧作業を進めるものとする。

(3) 配水調整

被害を受けていない町の区域の配水管のバルブ等を操作することにより、配水管を最大限利用し、断水区域をできる限り縮小するものとする。

(4) 応急給水

「第5章 第10節 給水計画」の定めによる。

2 広報

水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

第2 下水道施設

1 応急復旧

下水道施設の被害に対し、建設対策部は汚水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するものとする。

(1) 活動体制

- ① 本部の非常配備体制に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。
- ② 処理場にあつては、監視要員からの報告を基点とし、緊急配備体制をとる。

(2) 応急復旧対策

① 被害調査

排水機能の支障や二次災害の発生を考慮し、管渠に当たっては幹線管渠の流下状況、町の区域内的の管渠の調査及びマンホール等の工作物の調査を速やかに行うものとする。

② 応急対策

ア 管渠

下水道管渠に対しては、汚水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てるものとする。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行うものとする。

イ 処理場

停電のため処理場の機能が停止した場合は、自家発電によるポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起これないようにするものとする。

2 広報

下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第12節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、町長が知事の委任により実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合には、町長がその都度実施するものとする。

第2 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

1 対象者

給与又は貸与の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

2 種類

給与又は貸与する物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ類等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下等）
- (5) 炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ろうそく等）
- (9) その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

第3 実施の方法

1 給与又は貸与の方法

物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡責任者（行政区長等）等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとし、必要に応じて赤十字奉仕団に協力を依頼するものとする。また、協定締結先等町の区域で必要数量を確保することが困難な場合には、十勝総合振興局に協力を要請するものとする。

（資料編：協定2「災害時における応急生活物資の確保に関する協定書」（セブソイルブソ上士幌町店））

（資料編：協定3「災害時における応急生活物資の確保に関する協定書」（ローソ上士幌町店））

なお、給与又は貸与にあたっては次の簿冊を備え、記録しておくものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況（資料編：5-12-1「様式1」）
- (2) 物資購入（配分）計画表（資料編：5-12-2「様式2」）
- (3) 物資受払簿（資料編：5-12-3「様式3」）
- (4) 物資給与及び受領簿（資料編：5-12-4「様式4」）
- (5) 物資の給与状況（資料編：5-12-5「様式5」）

2 災害時要援護者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、災害時要援護者に優先的に配分するなどの配慮をするものとする。

第13節 電力施設災害応急計画

暴風雨、洪水、地震、火災、豪雪等により、電力施設に災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合においては、人命、住民生活の確保のため必要な電力施設災害応急計画は次の定めによる。また、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することに努めるものとする。

第1 北海道電力株式会社（帯広支店）

北海道電力株式会社（帯広支店）は「防災業務計画」等に基づいて、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電力施設の被害の軽減及び早期復旧を図るものとする。

第2 電源開発株式会社（北海道支店上士幌電力所）

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第3 町

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社（帯広支店）及び電源開発株式会社（北海道支店上士幌電力所）の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努めるものとする。

1 要員

町は、災害発生等において、北海道電力株式会社（帯広支店）から自衛隊の派遣の要請の求めがあった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認めるときに、知事（十勝支庁長）に対して要請を依頼するものとする。

2 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援するものとする。

3 広報活動

町は、北海道電力株式会社（帯広支店）と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行うものとする。

第14節 ガス施設災害応急計画

ガス事業者は、ガス事業法第30条第1項に基づく保安規定により、保安上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じたガス施設災害応急計画は次の定めによる。

第1 非常災害の事前対策

- 1 台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに町の区域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と連絡をとるものとする。
- 2 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係機関と確認しておくものとする。

第2 災害発生時の対策

ガス事業者は、災害発生時には、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防機関とは「ガス漏れ及び爆発事故防止対策に関する申し合わせ」（昭和55年11月21日55札通ガ第435）により連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第3 ガス施設応急復旧体制

LPガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。また、LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難所、公共施設や老人ホーム等におけるLPガス設備の安全総点検を実施するものとする。

第4 町

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害や供給停止による住民生活への支障が予想される。更に、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対して必要に応じて支援を図るとともに、町民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図るものとする。

1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、LPガス事業者等に対する協力体制を確立するものとする。

2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するための周知を行うものとする。

第15節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施に関する計画は、次の定めによる。

第1 医療救護活動

1 医療及び助産救護活動の実施

(1) 医療及び助産救護活動の原則

災害時における医療救護は原則として町が設置する救護所において、救護班を編成し実施するものとする。また、災害急性期においては、必要に応じて道に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼するものとし、災害の種類及び程度により町では対応が困難な場合は、十勝支庁を通じて道及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

(2) 救護所の設置

救護所は原則として収容避難所（資料編：4-9-1「別表1」指定避難所及び避難場所）を使用するが、必要に応じ、その他の公共施設を使用するものとする。

(3) 町長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めるときは、道に医療救護について迅速、的確な要請を行うものとする。

(4) 医療及び助産の対象者

- ① 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者。
- ② 災害発生の日前後一週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者。

(5) 救護班の編成

町長は、帯広市医師会長・十勝医師会長に救護班の編成を要請し、医療救護にあたるものとする。なお、救護班の編成基準（医師、看護師、事務職員等その他の要員）は、帯広市医師会長・十勝医師会長の定めによる。

(6) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容

- ① トリアージ
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療
- ③ 傷病者の医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定
- ④ 助産救護
- ⑤ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

2 救護活動の協力要請

町長は、災害の種類及び程度により必要があると認めるときは、次の機関に協力を要請し、救護の万全を期するものとする。

- (1) 十勝保健福祉事務所
- (2) 近隣市町村
- (3) 自衛隊（知事（十勝支庁）に要請を依頼）
- (4) 知事（十勝支庁）

第2 医薬品・医療用資器材等の調達

医療・助産に必要な医薬品及び衛生材料の確保についての担当は町民対策部があたるものとする。

医薬品及び医療資器材は、町の区域等の取扱い業者からの調達により確保する。但し、不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請するものとする。

第3 搬送体制の整備

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施するものとする。

但し、消防機関の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送するものとする。

道路の損壊、交通の状況により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣要請を依頼するものとする。

第4 保健活動とメンタルケア

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、被災者の健康管理を行うものとする。

- (1) 保健師及び栄養士は、巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておくものとする。
- (2) 必要に応じて避難所に救護所を設けるものとする。
- (3) 各医療機関と連携をとりながら、メンタルヘルスケア体制の整備を図るものとする。

第16節 防疫計画

災害時における被災地の防疫に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図るものとする。

1 町

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律144号以下「感染症法」という。)に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施するものとする。
- (2) 十勝保健福祉事務所の指導のもと集団避難所等において町民に対する保健指導等を実施するものとする。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、次のとおり防疫班を編成しておくものとする。

1 防疫班の編成

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって構成する防疫班を編成する。

第3 感染症の予防

1 知事の指示等

知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示 (感染症法第27条第2項)
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示 (感染症法第28条第2項)
- (3) 家庭用水の供給に関する指示 (感染症法第31条第2項)
- (4) 物件にかかる措置に関する指示 (感染症法第29条第2項)
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示 (予防接種法第6条及び第9条)

2 検病調査及び保健指導等

検病調査及び保健指導等は、道の編成する検病調査班によって次の要領により実施されるが、町は関係機関と緊密な連携のもとに防疫情報の早期把握に努めるものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、道と連携し、少なくとも1日1回以上行うものとする。
- (2) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施するものとする。

3 予防接種

町長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町の区域における道路側溝、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染された汚物は焼却、埋立等衛生的に処分するものとする。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定によるものとする。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分するものとする。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引について」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかに消毒を実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかに駆除を実施するものとする。

7 家庭用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により水を搬送し、ろ水機によりろ過給水等を実施するものとする。特に配水器具等は衛生的に処理するよう注意するものとする。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町の区域の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施するものとする。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

十勝総合振興局保健環境部等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するものとする。また、必要があるときは消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導するものとする。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第5 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、十勝家畜保健衛生所長において実施するものとする。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

① 緊急防疫の実施

十勝家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導するものとする。

② 緊急防疫用資材等の確保

十勝家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

③ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

十勝家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

④ 家畜衛生車の被災地への派遣

十勝家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

町は、十勝総合振興局及び上士幌町農業協同組合、十勝農業共済組合北西部事業所等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第17節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下、「廃棄物等の処理」という。）の業務に関する計画は、次の定めによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については「第5章 第23節 障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

- 1 被災地における廃棄物等の処理は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとし、担当は町民対策部が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施するものとし、家畜は産業対策部、家畜以外の死亡獣畜は町民対策部が担当するものとする。

第2 応急措置

町民対策部は、当面次の計画を立て活動を開始するものとする。

- (1) 作業戦力（職員及び車両、委託業者の職員及び車両）の掌握と活動計画。
- (2) ごみ、し尿処理施設、浄化槽等の被害状況の把握。
- (3) 各施設の使用不能に伴う、復旧工事の完了までの緊急処理方法の決定と地区別臨時処理場等の決定。
- (4) 清掃工場等の早期復旧対策。
- (5) ごみ、し尿の収集作業対策に関する広報活動。

第3 廃棄物等の処理方法

1 ごみ処理

(1) 収集

収集は、効果的な人員、車両、機材等を確保して実施するものとする。被災地の収集に当たっては、町民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。また、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施するものとする。

(2) 処理

処理処分は北十勝2町環境衛生処理組合の廃棄物処理施設を使用するが、災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

2 し尿処理

(1) 収集

被災地域において完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便層内量の一部（2～3割程度）収集にとどめ、早急に各戸のトイレの使用を可能にするものとする。

(2) 処理

十勝環境複合事務組合のし尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理するものとする。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という）において行うものとする。

運搬することができる場合は、取扱場で行うものとし、運搬することが困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部の指導を受け、次により処理するものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないように配慮して埋却及び焼却の方法で処理するものとする。
- (2) 移動できないものについては、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受けて臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前（1）及び（2）において埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。

第18節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて十勝総合振興局からの指導のもと、町が行うこととし、家畜は産業対策部、家畜以外の死亡獣畜は町民対策部が担当するものとする。

第2 飼養動物の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第19節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

1 町・教育委員会

小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行うこととし、担当は教育対策部があたるものとする。

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施するものとする。

2 学校管理者等

学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務分担、相互連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

(2) 児童生徒等の安全確保

① 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努めるものとする。

② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

第2 被害状況の把握

教育対策部は、応急対策計画の策定のため、次の事項についての被害状況等を速やかに把握するものとする。

- 1 児童生徒の被災状況
- 2 教職員の被災状況
- 3 学校施設の被害状況
- 4 その他の教育施設の被害状況
- 5 応急措置を必要と認める事項

第3 応急対策実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理できる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努めるものとする。(特別教室、屋内運動場等)

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

地区集会所等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努めるものとする。

(4) 仮校舎の建築

前(1)～(3)において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努めるものとする。特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容や方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
- ② 教育活動の場所が地区集会所等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
- ③ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
- ④ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・監督に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
- ⑤ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配備し、教育活動に支障をきたさないよう努めるものとする。

4 教科書、学用品等の調達及び支給

(1) 支給対象者

住家が全焼(全壊)、流失、半焼(半壊)又は床上浸水するなどの被害を受けた児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給するものとする。

(2) 支給品目

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
- ③ 通学用品(運動靴、体育着、傘、カバン、長靴等)

(3) 支給方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給するものとする。

(4) 学用品の調達

支給する文房具及び通学用品については、町の区域内の文房具取扱店等から調達するものとするが、不足の場合には、近隣市町村又は道に依頼し調達するものとする。

(5) 学用品給与の費用及び期間

学用品給与のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期するものとする。

(2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶するものとする。

(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を実施するものとする。

(4) 必要に応じて児童生徒及び教職員等の健康診断を実施するものとする。

第4 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第20節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

1 町

災害のため住宅に被害を受け、住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、知事の委任を受けて避難所の設置及び住宅の応急修理、応急仮設住宅の設置を実施するものとする。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行うものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行うものとする。

(4) 建設戸数

町は、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握し戸数を取りまとめるものとする。

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

- ① 応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施するものとする。
- ② 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができるものとする。
ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができるものとする。
- ③ 費用は災害救助法及び関係法令の定めによる。

(6) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任するものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- ② 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

(3) 修理の範囲と費用

- ① 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- ② 費用は、救助法及び関係法令の定めによる。

第3 資材の斡旋、調達

- 1 町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- 2 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第21節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し町民の安全を図る被災宅地安全対策計画は次の定めによる。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するものとする。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼するものとする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

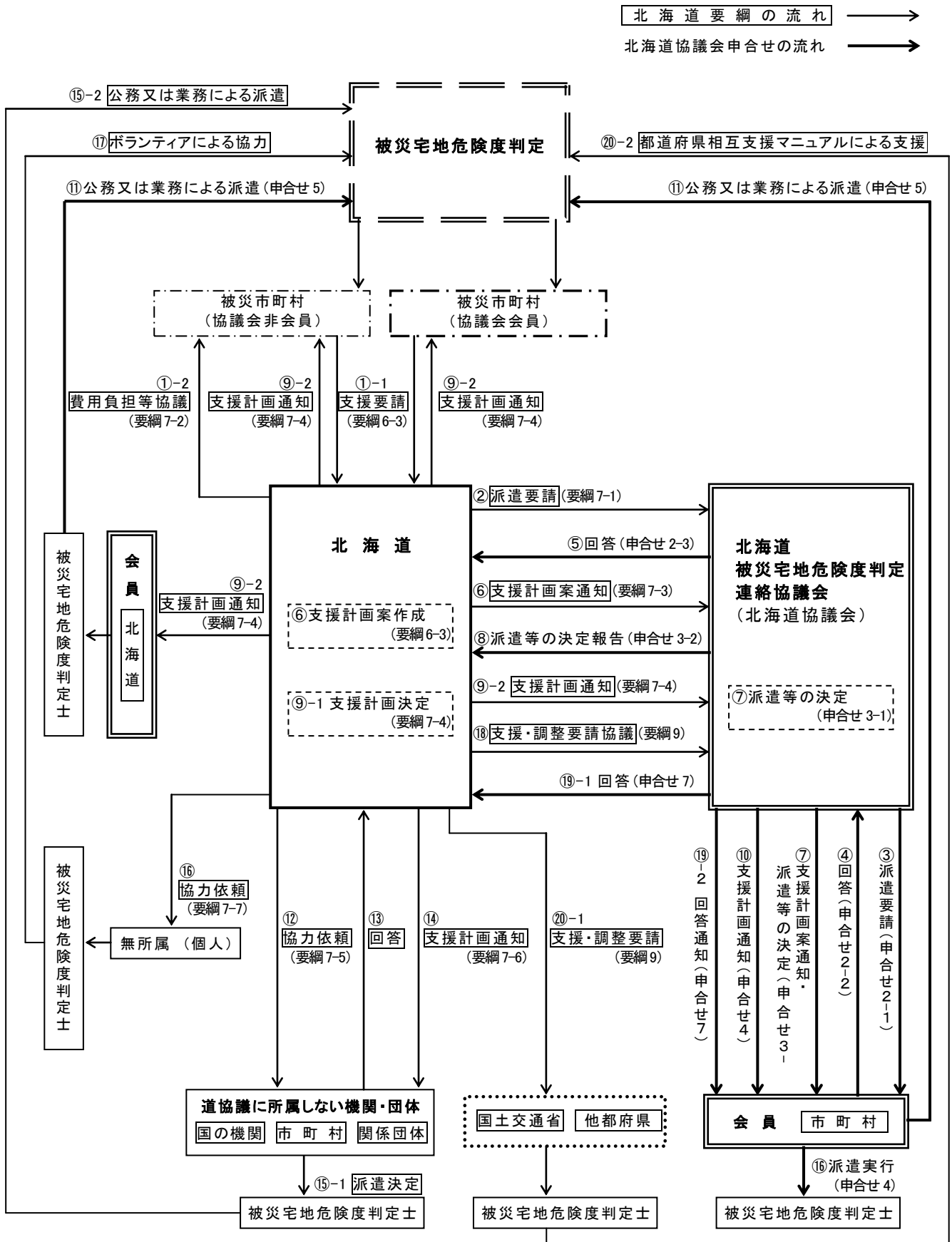
「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行うものとする。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努めるものとする。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第22節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び死体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

(1) 町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行うものとする。

(2) 警察官

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定されるものとする。

(2) 搜索の実施

町長が、消防機関及び警察官に協力を要請し搜索を実施するものとするが、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施するものとする。

(3) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索の応援を要請するものとする。

- ① 行方不明者が漂着、又は埋没していると思われる場所
- ② 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

2 死体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

(2) 変死体の届出

変死体を発見したときは、直ちに警察署に届け出るものとし、検死後にその処理にあたるものとする。

(3) 処理の範囲

- ① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日赤北海道支部）
- ② 死体の一時保存（町）
- ③ 検案（日赤北海道支部）
- ④ 死体見分（警察官）

3 死体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合は、次の方法で行うものとする。

(2) 埋葬の方法

- ① 町長は、死体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
- ② 身元不明の死体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりともに埋葬に当たっては、土葬又は火葬にする。
- ③ 埋葬の実施が町において実施できないときは関係機関や協定による協力を得て行う。

第23節 障害物除去計画

災害により道路・住居等又はその周囲に運ばれた土砂・樹木等で、町民の生活に著しい障害を及ぼしているものの除去に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

- 1 障害物の除去は町長が行い、担当は建設対策部があたるものとする。救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行うものとする。
- 2 道路・河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和27年法律第180号）・河川法（昭和39年法律第167号）・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

第2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとする。

第3 障害物除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物の除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第4 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し集積するものとする。

第5 障害物の保管等

応急措置実施のため除去した工作物等は基本法第64条の規定によりその保管を行うものとする。

第6 費用及び期間

障害物除去のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第24節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- | | | |
|-------------------|----------|----------|
| (1) 融雪、なだれ及び異常気象等 | (2) 山崩れ | (3) 地すべり |
| (4) 土石流 | (5) がけ崩れ | (6) 地震 |
| (7) 火山噴火 | | |

2 被害種別

- | | | |
|----------------------------|-----------|----------------|
| (1) 路面及び路床の流失埋没 | (2) 橋梁の流失 | (3) 河川の決壊及び埋没 |
| (4) ダム等えん堤の流失及び決壊 | (5) 堤防の決壊 | (6) 風倒木による道路閉鎖 |
| (7) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水 | | |

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施するものとする。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次の定めによる。

(1) 応急措置の準備

- ① 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達に努めるものとする。
- ② 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、必要な箇所の補強等の防護措置を講ずるとともに、緊急の必要があると認めるときは、応急措置等を実施するものとする。なお、町のみで実施することが困難な場合は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前(2)の定めに基づき、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るものとする。

[参考：上士幌町と上士幌町建設業協会との協定]

(資料編：協定1「災害対策の協力に関する協定書」)を参照。

第25節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 応急飼料対策

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、付添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第26節 労務供給計画

災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要な労務の供給に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇い上げ及び民間団体への協力依頼については、町長が行うものとし、担当は町民対策部があたるものとする。

第2 民間団体への協力要請

1 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、まず協力団体員の動員、次に被災地区以外の町民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇い上げをするものとする。

2 動員の要請

災害対策本部の各部において労務要員等の労力を必要とするときは、次の事項を示し町民対策部を通じて要請するものとする。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

第3 労務者の雇い上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のための労働力が必要なときは、労務者を雇い上げるものとする。

1 労務者雇い上げの範囲

- (1) 被災者の避難誘導のための労務者
- (2) 医療・助産のための移送労務者
- (3) 被災者救出用機械・器具・資材の操作のための労務者
- (4) 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布などのための労務者
- (5) 救援物資支給のための労務者
- (6) 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

2 公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇い上げが出来ないときは、次の事項を明らかにして求人申し込みを行うものとする。

- (1) 職業別・所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び資金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第27節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用に関する計画は、次の定めによる。

第1 基本方針

町の区域において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用するものとする。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受け入れ体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講ずるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するものとする。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

3 ヘリコプター発着可能地

本町におけるヘリコプター発着可能地は、(資料編：5-27-1「別表1」ヘリコプター発着可能地)のとおりである。

4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

(1) 応援要請の要件

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し応援要請す

るものとする。

- ① 災害が近隣市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- ③ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

知事（危機対策室防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにFAXにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（資料編：5-27-1「様式1」消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票）を提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、後記(4)の要請手続をとるものとする。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

〒007-0880 札幌市東区丘珠町775番地11

TEL 011-782-3233

FAX 011-782-3234

北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査

道防災行政無線 6-210-39-897、898

(4) 救急患者の緊急搬送手続等

- ① 依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。
 - ア 航空室へ消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局及び帯広警察署にその旨を連絡する。
 - イ 要請は電話により行うとともに、FAXにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（資料編：5-27-2「様式2」救急患者の緊急搬送情報伝達票）を提出する。
- ② 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。
- ③ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。
- ④ 航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請する場合の派遣活動計画は次に定めによる。

第1 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は次によるものとする。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- 3 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 4 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- 5 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

第2 災害派遣要請の要領等

1 要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書(資料編:5-28-1「様式1」自衛隊の災害派遣要請について)をもって知事(十勝支庁長)に要請を依頼するものとする。ただし緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

2 担当部及び要請依頼先

災害派遣要請の依頼は、総務対策部があたるものとする。関係書類の提出先は、十勝総合しんこうきょく地域政策部(電話 0155-24-2191 道防災無線 666-850-2191)とする。

町長は、人命救助に関し知事(十勝総合振興局長)に通知するいとまがないとき、又は通信の途絶えにより知事(十勝総合振興局長)と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接次の部隊の長に通知できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに知事(十勝総合振興局長)に連絡し、前1の手続きを行うものとする。

(部隊通知先)

陸上自衛隊 第5戦車大隊 (所在地) 河東郡鹿追町笹川北12線10番地 (電話) 01566-6-2211

3 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、災害派遣部隊が、円滑に活動できるよう、町担当者（総務対策部）の連絡先を明確にしておくものとする。

(1) 受入れ準備の確立

知事（十勝総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置するものとする。

① 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び多数の車両が滞在でき、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておき、受入れのために必要な措置をとるものとする。

② 連絡職員の指名

町長は、派遣部隊及び十勝総合振興局との連絡職員を指名し、連絡にあたらせるものとする。

③ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

① 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

② 知事（十勝総合振興局長）への報告

総務対策部は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告するものとする。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

4 経費等

(1) 次の経費は町が負担するものとする。

① 資材費及び機器借上料

② 電話料及びその他施設費

③ 電気料

④ 水道料

⑤ 汲取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができるものとする。

5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（資料編：5-28-2「様式 2」自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について）をもって知事（十勝総合振興局長）に対し、その旨を報告するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

第3 自衛隊の支援活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

救助活動区分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	知事等から要請があつたとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握すること。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助すること。
3 遭難者等の搜索活動	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行うこと。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行うこと。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用）にあたること。
6 道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたること。
7 応急医療、救護及び防疫	特に要請があつた場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うこと。（薬剤等は、関係機関の提供するものを使用）
8 人員及び物資の緊急輸送	特に要請があつた場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施すること。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行うこと。
9 被災者生活支援	要請があつた場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施すること。
10 救援物資の無償貸付又は譲与	要請があつた場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し、救援物資の無償貸付又は譲与すること。
11 危険物の保安及び除去	特に要請があつた場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施すること。
12 その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとること。 基本法第 63 条第 3 項、第 64 条第 8 項～第 10 項及び第 65 条第 3 項に基づく警戒区域の設定等の措置に関すること。

第29節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策に関する計画は、次の定めによる。

第1 防災相互応援体制の確立

- 1 町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編：協定7「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」）等に基づき、道や他の市町村に応援を要請するものとする。
- 2 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

第2 消防相互応援体制の確立

- 1 町長及び消防署長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料編：協定8「北海道広域消防相互応援協定」）に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。
また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼するものとする。
- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。
- 3 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第30節 職員応援派遣計画

大規模災害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は知事に対する派遣の斡旋要請に関する計画は、次の定めによる。

第1 派遣要請及び派遣の斡旋要請

1 派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣を要請するものとする。

2 派遣の斡旋要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請又は斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国等の職員の派遣要請のみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の職員の派遣についても同様とするものとする。

- (1) 派遣を要請又は派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣を要請又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前(1)～(4)に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱い

1 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び受入側の双方の身分を有するものとし、双方の条例・規則の適用を受けるものとする。ただし、双方の条例・規則に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

4 派遣職員の服務は受入側の規定を適用するものとする。

5 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができるものとする。

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における協力団体及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画は、次の定めによる。

第1 ボランティア団体等の協力

町は、協力団体又は各種ボランティア団体等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

担当は町民対策部があたるものとし、上士幌町社会福祉協議会と連携を図るものとする。

第2 ボランティアの受入れ

町は、上士幌町社会福祉協議会等と連携してボランティア受入窓口を設置し、受入れ、調整に当たるものとする。

ボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズを反映し、高齢者介護や外国語会話力などの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなどの支援に努めるものとする。

第3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の協力を受ける活動内容は、概ね次のとおりとする。

専門ボランティア	一般ボランティア
1. 救急・救助	1. 災害・安否・生活情報の収集、伝達
2. 医療・看護	2. 炊き出し、その他の災害救助活動
3. 高齢者・障がい者等の介護	3. 高齢者・障がい者等の介護、看護の補助
4. 非常通信	4. 清掃及び防疫
5. 特殊車両等の操作	5. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
6. 被災建築物の応急危険度判定	6. 災害復旧現場での危険を伴わない軽作業
7. 外国語通訳、手話、アマチュア無線	7. 災害応急対策事務の補助

第4 防災ボランティアの活動環境の整備

町は、日本赤十字社北海道支部、上士幌町社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第32節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たるものとする。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的にそうよう配分するものとする。

第2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（資料編：（別記）北海道災害義援金募集（配分）委員会会則、同 別紙（別記2）災害義援金事業（配分）要綱骨子）の定めるところによるものとする。

第3 義援金の受付（配分）

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び日赤十勝総合振興局地区に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分するものとする。

町長（総務対策部）は、全国各地からの義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

第33節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため、次に定める応急金融制度の活用を図るものとする。

（資料編：5-33-1「別表1」災害応急金融計画（大要））

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行うものとする。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

被害区分	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
町の人口	住家滅失世帯数	上士幌町区域の住家滅失世帯数	
〔上士幌町〕 5,000人以上 15,000人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・ 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・ 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第3 救助法の適用手続き

1 町

- (1) 本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道（ただし、委任したときは町）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

注）期間については、すべて災害発生の日から換算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

第6章 震災対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、防災計画の「地震防災計画編」によるものとする。

第7章 火山災害対策計画

第1節 基本方針

丸山の火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における予防及び応急対策は、次の定めによる。

第2節 丸山の概要

第1 丸山の概要

丸山（海拔 1,692m）は、大雪山系東部、大雪山国立公園南東部にあり、東大雪山系ウペサンケ山ーニペソツ山の間位置しており、その裾野は上士幌町、新得町に広がっている。平成元年に火山であることが確認され、平成3年5月1日気象庁が火山に認定した。本火山は、十勝岳の東方約 28km 地点に位置し、西部は十勝川支流のニペソツ川水系が、東部は幌加川支流の幌加音更川水系が深い谷を刻んでいる。

中生層の基盤上に形成された直径約 2.5 km、比高約 600mの輝石安山岩質の小型火山である。山頂部には3～4個の溶岩ドームがあり、北西ー南東方向に伸びる爆裂火口列が開いている。

（参考：北海道地域防災計画 第7章 火山災害対策計画）

（参考：北海道地域火山機動観測実施報告第17号大雪山・丸山（平成8年11月札幌管区気象台））

第2 噴火記録

最新の噴火は1898年12月のもので、直径約 300mの最大の第1火口壁上に約 2 mの噴出物が残っている。1898年の噴火（水蒸気爆発）は、河川汚濁や死魚流下等として記述されている。

1989年1月以来、丸山周辺で群発地震活動が断続的にみられる。

1989年1月から始まった大規模な群発地震は、1988年12月16日から1989年3月5日まで続いた十勝岳の噴火活動中に発生したのをきっかけとして丸山が注目され、その後、大学等により地質学・地球物理学・地球科学的な調査が行われた。

1995年1月～2月と、同年5月末～6月初めにかけても小規模な群発地震が発生した。

（参考：北海道地域防災計画 第7章 火山災害対策計画）

（参考：北海道地域火山機動観測実施報告第17号大雪山・丸山（平成8年11月札幌管区気象台））

第3 予想される噴火及び被害想定

噴火による被害想定は、噴火の規模やその態様により異なるが、火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害想定は、過去の噴火の記録等により想定するものとする。

丸山の活動状況は、長期的には、山頂部の爆発火口群の第3火口付近、又は同火口北西地域で、中・小規模の水蒸気爆発の可能性が考えられる。また、噴気・熱水活動の変化は将来とも発生し、本火山に源を発するニペソツ川などの河川の水質に悪影響を及ぼすことが予想される。更に火口壁の破壊や崩壊、堆積した降灰などが泥流や土石流となって下流部まで災害を生ずるおそれがある。

第3節 災害予防対策

第1 火山観測体制

独自の観測体制は困難であり、災害情報の収集等については、十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会との相互連携を密にし、情報収集にあたるものとする。

第2 災害危険箇所

丸山の災害危険箇所の設定は、火山噴火の規模や態様により画一的に線引きすることはできない。丸山の噴石による災害は、小規模水蒸気爆発による火口周辺の放出が考えられるが、火口から数百m以上の距離まで噴石が達する可能性が低いため、概ね火口から1kmの範囲内を危険区域に設定するものとする。なお、二次的に起こる下流部での火山泥流、土石流は、噴火の規模や形態により異なるため、必要に応じて危険箇所の拡大を行うものとする。

また、防災マップの作成等、これらの火山災害に関する情報をまとめた印刷物等の配布により、町民等への情報提供を効果的に行い、警戒地区の周知に努めるものとする。

第3 避難体制の整備

発災時の避難誘導に関する避難体制の整備については、「第4章 第9節 避難体制整備計画」及び「第5章 第4節 避難対策計画」の定めによるものとする。

このほか、避難生活の長期化や、火山災害の影響範囲の拡大などが予想されることから、今後、近隣市町村との避難者の受入に係る協定の締結など、避難施設の確保を図るものとする。

第4 通信施設の整備

町は、防災関係機関と相互に連携して、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化に努めるものとする。

第5 防災知識の普及啓発

町は、防災関係機関と協力して、平常時から広報誌等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努めるものとする。

第6 防災訓練の実施

町は、防災関係機関、町民等と相互に連携して実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

第4節 災害応急対策計画

第1 火山現象に関する情報の収集及び伝達

1 火山情報の種類

火山現象に関する情報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第11条の規定により発表される「緊急火山情報」、「臨時火山情報」及び「火山観測情報」である。

なお、「緊急火山情報」は活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第21条第1項の規定により知事に通報される。

2 火山情報の発表基準

(1) 緊急火山情報

火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合

(2) 臨時火山情報

火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合

(3) 火山観測情報

緊急火山情報又は臨時火山情報の補完その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認める場合

3 火山情報の発表官署

全ての火山に係わる火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

4 異常現象の通報

丸山火山噴火に関する異常現象を発見したものは、遅滞なくその状況を町長に通報しなければならないものとする。

異常現象の通報を受けた町長は直ちに十勝支庁長及び防災関係機関に通報するものとする。

5 火山情報の伝達

(1) 臨時火山・火山観測情報の伝達

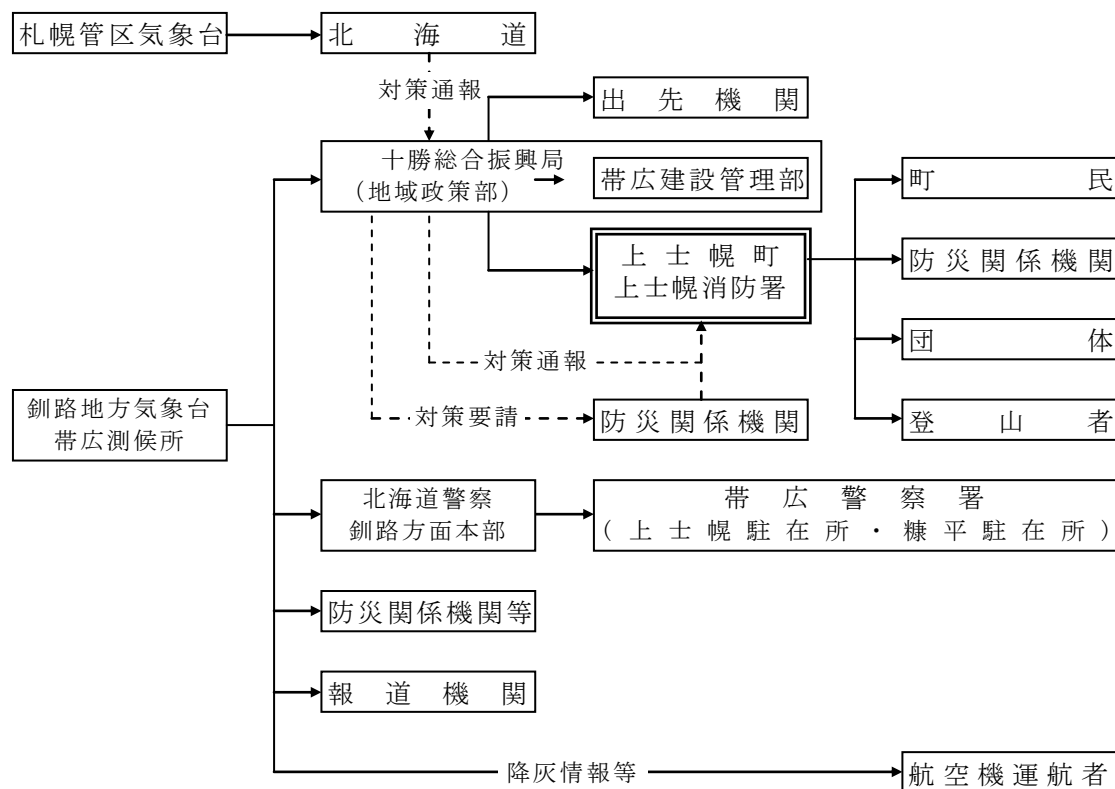
臨時火山・火山観測情報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。

(2) 緊急火山情報の通報及び伝達

町長は、知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を防災関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をするものとする。

[火山情報伝達系統図]



第2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、町の区域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「第5章 第1節 災害情報通信計画」の定めによるものとする。

第3 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるものとする。

第4 応急措置

災害の拡大を防止するため、「第5章 第3節 応急措置実施計画」の定めにより応急措置を実施するものとする。

第5 避難措置

人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第6 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めにより気象庁の発表する火山情報（火山活動度レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、町民への周知に努めるものとする。また、この場合、あらかじめ関係市町村、防災関係機関等と協議するものとする。

第7 救助救出及び医療救護活動等

市町村等各関係機関は、「第5章 第5節 救助救出計画」及び「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

第8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市町村等各関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、町の区域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定めるものとする。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町の区域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第2 災害予防

町は防災関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ① 航空運送事業者には航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- ② 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ③ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ⑤ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ⑥ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- ⑦ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

- ① 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

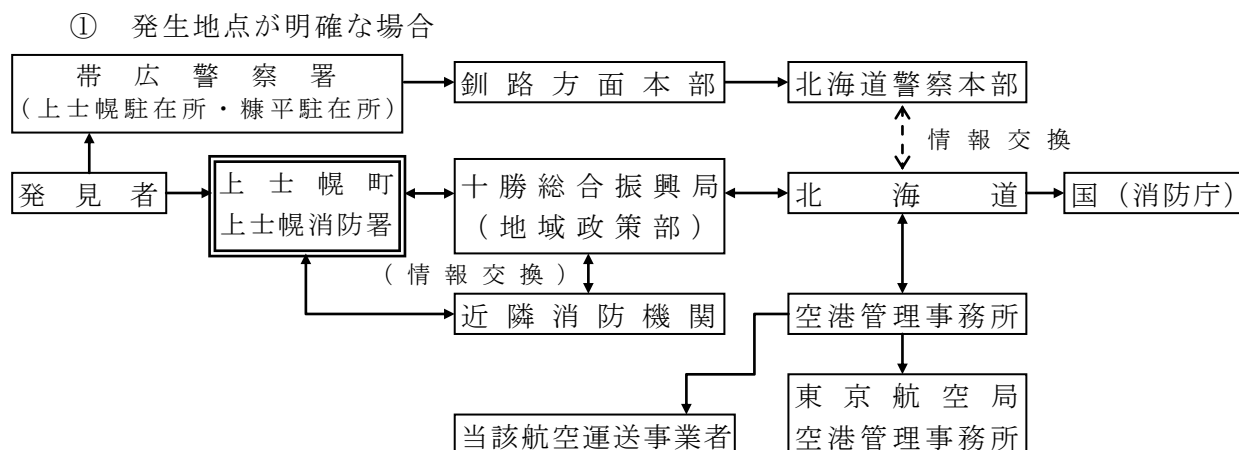
第3 災害応急対策

1 情報通信

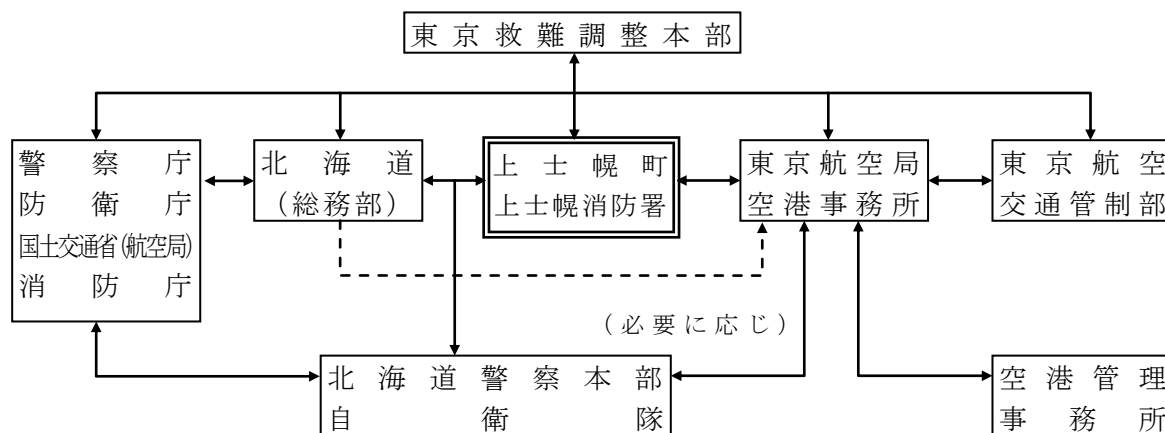
(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



② 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

災害応急対策の実施にあたり実施する通信計画は「第5章 第1節 災害情報通信計画」の定めによるものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (3) 航空輸送復旧の見通し

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」の定めにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第5節 救助救出計画」の定めにより実施するものとする。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより実施するものとする。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- (2) 町は消防機関と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の搜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

帯広警察署（上士幌中央駐在所・糠平駐在所）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第16節 防疫計画」の定めにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。また、「第5章 第17節 廃棄物処理等計画」の定めにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めによるものとする。

12 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第2 災害予防

町は防災関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 道路管理者

- ① トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者はその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- ⑥ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(2) 帯広警察署（上士幌中央駐在所・糠平駐在所）

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

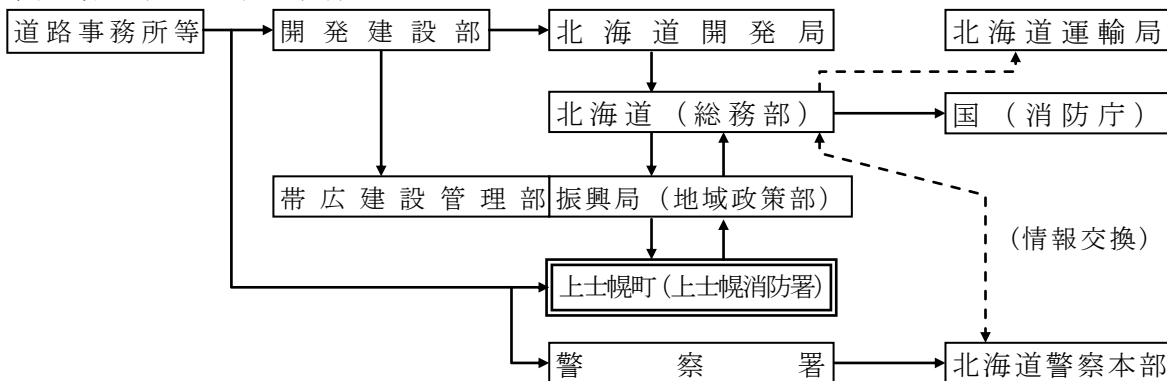
1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

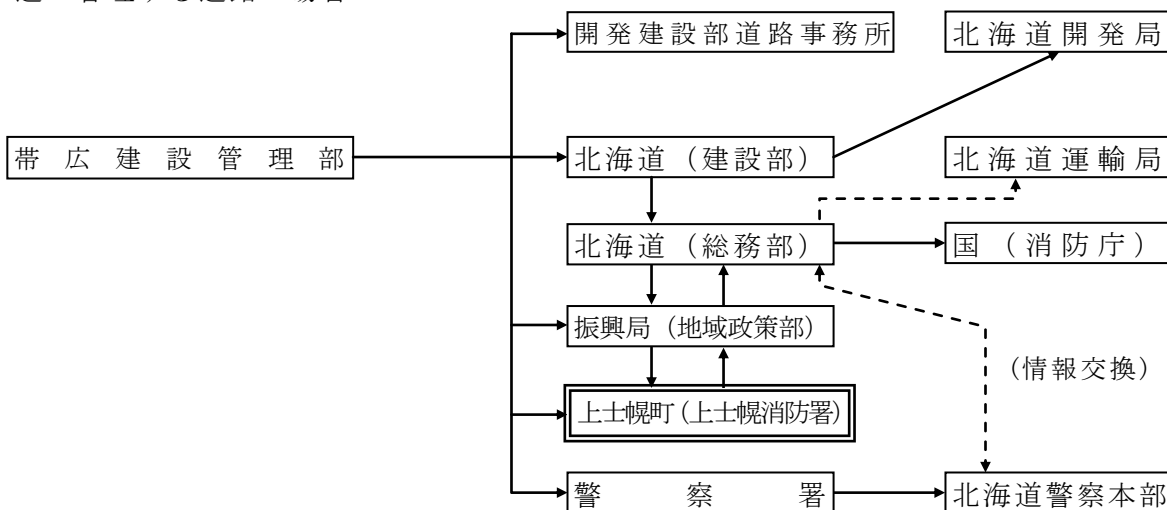
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

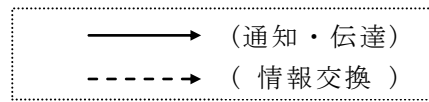
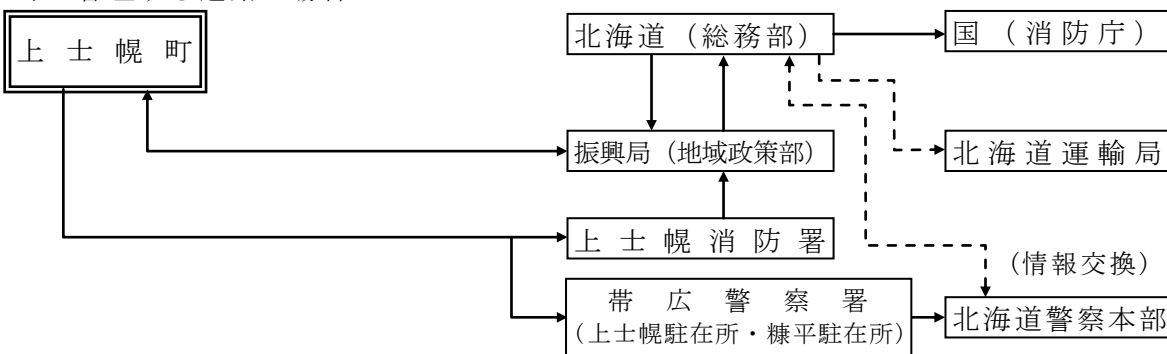
① 国の管理する道路の場合



② 道の管理する道路の場合



③ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

災害応急対策の実施にあたり実施する通信計画は「第5章 第1節 災害情報通信計画」の定めによるものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 道路輸送復旧の見通し、施設等の復旧状況

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」の定めにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第5節 救助救出計画」の定めにより実施するものとする。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 上士幌消防署

- ① 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- ② 町は消防機関と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 帯広警察署（上士幌中央駐在所・糠平駐在所）

道路災害発生場所に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の

確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めによるものとする。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、
劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射線同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されているもの。

《例》ウラン、プルトニウムなど

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物除去、その他の災害発生防止のため、応急措置を講ずるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 上士幌消防署

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 帯広警察署（上士幌駐在所・糠平駐在所）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類の安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

(2) 上士幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 帯広警察署（上士幌駐在所・糠平駐在所）

- ① 火薬類取締法により、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類の安定度に異常を呈したとき及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 上士幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 帯広警察署（上士幌駐在所・糠平駐在所）

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を十勝保健福祉事務所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 上士幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 帯広警察署（上士幌駐在所・糠平駐在所）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 上士幌消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 帯広警察署（上士幌駐在所・糠平駐在所）

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

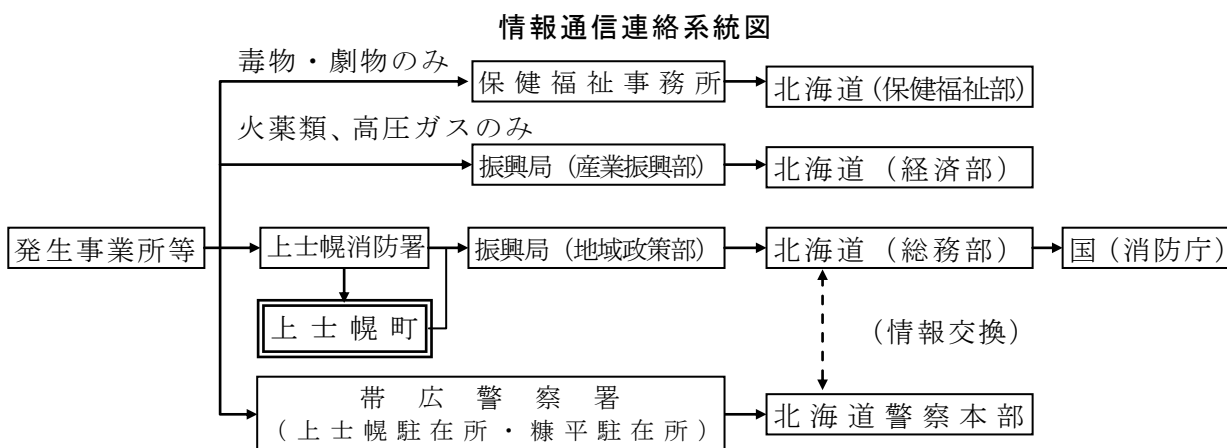
- ② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第4 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害応急対策の実施にあたり実施する通信計画は「第5章 第1節 災害情報通信計画」の定めによるものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるものとする。

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努めるものとする。

(2) 上士幌消防署

- ① 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- ② 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、「第5章 第5節 救助救出計画」及び「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び防災関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

帯広警察署（上士幌駐在所・糠平駐在所）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めによるものとする。

11 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 主要事業所危険物施設

（資料編：4-0-5「別表5」危険物取扱所及び貯蔵所）のとおりである。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第2 災害予防

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定図を作成するよう努めるものとする。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導するものとする。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導するものとする。

(5) 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化

全道火災予防運動、防災週間等を通じて各種広報活動を行い、町民の防火思想の普及・高揚を図るとともに、高齢者単身住宅に対する防火訪問の実施などにより災害時要援護者対策等に十分配慮するものとする。

また、地域の自主防災組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的防火予防運動の実践を推進するものとする。

(6) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等による、消防水利の多様化及び確保に努めるものとする。

(7) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めるものとする。

(8) 防災訓練の実践

町及び防災関係機関は、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るものとする。

(9) 火災警報

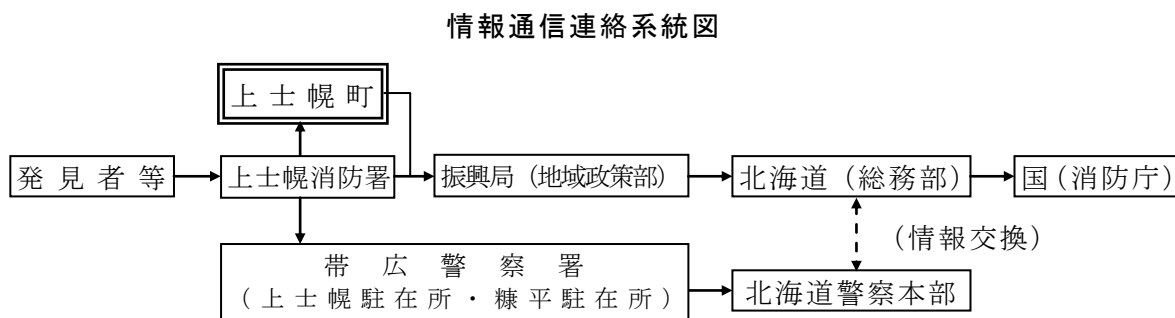
町長は、十勝総合振興局から帯広測候所が発表した火災気象通報を受けたとき、若しくは、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、「第4章 第7節 消防計画」の定めにより、消防法第22条に基づく火災警報を発令するとともに、消防署長に通報するものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害応急対策の実施にあたり実施する通信計画は「第5章 第1節 災害情報通信計画」の定めによるものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるものとする。

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」の定めにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 消防活動

「第4章 第7節 消防計画」の定めによるものとする。

5 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、「第5章 第5節 救助救出計画」及び「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び防災関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

帯広警察署（上士幌駐在所・糠平駐在所）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

9 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めによるものとする。

10 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策に関する計画は、次の定めによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるため、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

(1) 北海道森林管理局、道、町

① 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林の許可・届出等について指導する。

ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

② 火入対策

林野火災危険期間（4月10日～6月30日（うち無煙期間5月1日～5月31日）以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

ア 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町規則の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

③ 消火資機材の整備

ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。（資料編：5-27-1「別表1」ヘリコプター発着可能地）

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ① 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- ② 巡視員の配置
- ③ 無断入林者に対する指導
- ④ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとする。

- ① 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- ② 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
- ③ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(1) 上士幌町林野火災予消防対策協議会

町の予消防対策については、次の関係機関により構成された上士幌町林野火災予消防対策協議会が推進するものとする。

① 実施機関及び協力機関

町、森林管理署、森林組合、警察署、消防署、消防団、農業協同組合、観光協会、建設業協会、各小中学校、高等学校、猟友会、商工会、電源開発、各行政区、帯広開発建設部、帯広建設管理部、十勝総合振興局

② 実施期間及び火災予防強調期間、無煙期間

ア 危険期間 : 4月10日～6月30日
イ 火災予防強調期間 : 4月10日～5月20日
ウ 無煙期間 : 5月1日～5月31日

3 気象情報対策

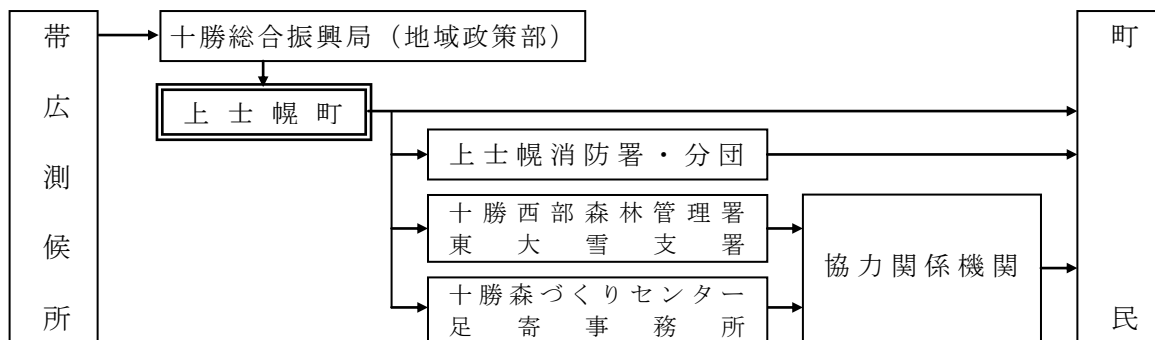
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として帯広測候所が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理所、十勝森づくりセンター足寄事務所等関係機関へ通報するとともに、町民に周知徹底を図るものとする。

また、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令するものとする。

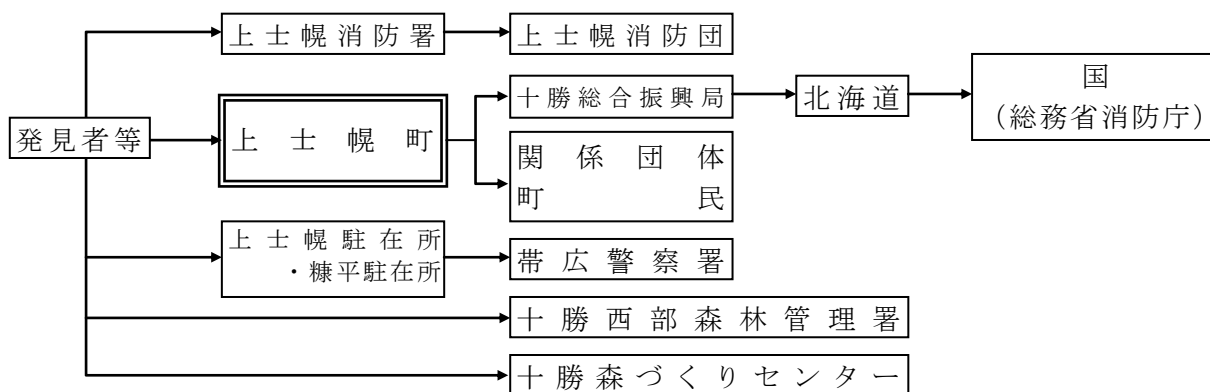
第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害応急対策の実施にあたり実施する通信計画は「第5章 第1節 災害情報通信計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

- ① 町は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるものとする。

3 応急活動体制

- (1) 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御団の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
なお、町民等による初期消火活動の実施に当たっては、町民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努めるものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には「第5章 第27節 ヘリコプター活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。

5 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

帯広警察署（上士幌中央駐在所・糠平駐在所）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めによるものとする。

8 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第9章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第10章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練に関する計画は、次の定めによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、町単独又は地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）の、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため次に掲げる訓練を実施するものとする。

1 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、消防機関等の動員、水防資材、機材の輸送、広報・通報伝達などの訓練

2 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町村の応援要請、避難・立退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡等を折り込んだ訓練

3 救難救助訓練

水防訓練と消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を折り込んだ訓練

4 情報通信訓練

災害時における防災に関する命令の伝達、観測結果その他の情報等の伝達を迅速かつ的確に行う訓練又はその指導

5 非常招集訓練

災害時に迅速に非常配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び参集要領等についての訓練又はその指導

6 総合訓練

具体的な災害を想定し、関係行政機関と協力して、防災業務に従事する職員の総合防災訓練、町民の避難訓練等又はその指導

7 防災図上訓練

各種災害に対処する図上における応急対策訓練

8 その他災害に関する訓練

地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等の訓練

第3 訓練の実施方法

- 1 訓練は、それぞれの目的に合わせ、別に実施要領を定め実施するものとする。
- 2 国、道及び関係機関が主催する各種訓練に積極的に参加するものとする。

第4 民間団体等との連携

町は、道及び防災関係機関等と協力し、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、行政区等、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第11章 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び町民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及と啓発に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施責任

- 1 町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。
- 2 防災知識の普及・啓発にあたっては、災害時要援護者に十分配慮し、町の区域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第2 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、その他の通信施設の活用
- 3 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 広報車両の利用
- 6 パンフレットの配布
- 7 講習会、講演会等の開催
- 8 その他

第3 普及・啓発を要する事項

- 1 防災計画の概要
- 2 災害の予防措置
 - (1) 防災の心得
 - (2) 火災予防の心得
 - (3) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (4) 農作物の災害予防事前措置
 - (5) その他
- 3 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ① 気象情報の種別と対策
 - ② 避難時の心得
 - ③ 被災世帯の心得

4 災害復旧措置

5 その他必要な事項

第4 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- 2 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。
- 3 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとする。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

第5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

■ 地震防災計画編 ■

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、上士幌町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「上士幌町地域防災計画」の「地震防災計画編」として作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「上士幌町地域防災計画（基本編）」によるものとする。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

第4節 上士幌町の地形、地質及び社会的現況

基本編「第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

第5節 上士幌町周辺における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震経験及び最近の地震予知研究などから、太平洋側では、北海道東部及び日高中部（浦河沖を含む）、日本海側では、石狩、留萌沖及び後志沖、内陸では、釧路北部など広範囲において考えられる。

このうち、太平洋側に関しては、平成16年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、特に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に対応した防災対策の推進が求められており、当該地震について整理を行うものとする。

第2 地震想定

北海道地域防災計画(北海道防災会議)によると、本町に影響を及ぼすと考えられる想定地震は、北海道東部地震のほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震である。

1 北海道東部地震

地域名	位置	規模
北海道東部	北緯 42.5 度東経 146 度	M8.25

この地震は M8・25 と規模が大きい巨大地震を想定している。危険度の高い地域は、根室から釧路にかけてとなっているが、影響を受けるであろう地域は相当広く、網走、十勝のほか、日高、石狩、空知、胆振の一部にも及んでいる。さらに広域化災害については、全道に影響が及んでいる。

この地震については、根室、釧路地方はもとより、全道的な問題として考慮していく必要がある。

(参考：北海道地域防災計画 地震防災計画編)

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る想定地震

注) 地震の規模は、震源断層の断層運動に基づくモーメントマグニチュード (Mw) で示しており、地震波の振幅に基づくマグニチュード (M) とは同一ではない。

地震名	規模
色丹島沖の地震	Mw 8.3
根室沖・釧路沖の地震	Mw 8.3
十勝沖・釧路沖の地震	Mw 8.2
500年間隔地震	Mw 8.6
三陸沖北部の地震	Mw 8.4 (強震動は Mw 8.3)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る5つの地震については、中央防災会議の専門調査会における被害想定から震度6弱以上となるのは、十勝沖・釧路沖の地震と根室沖・釧路沖の地震で、十勝沖・釧路沖の地震では、日高、十勝支庁管内で震度6強となる市町村があるほか、釧路、根室支庁管内の市町村を含む広い範囲で震度6弱が予測される。

揺れなど津波以外の要因で、人的被害(死者数)が生じるのは、十勝沖・釧路沖の地震と根室沖・釧路沖の地震のみであり、建物被害(全壊棟数)は、この2地震に加え、液状化等により三陸北部の地震、色丹島沖の地震で被害が想定されている。

(参考：北海道地域防災計画 地震防災計画編)

第2章 震災予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するものとする。

第1節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

第1 地震に強い町構造の形成

- 1 防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図るものとする。
- 2 不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制を強化するものとする。

第2 建築物等の安全化

町及び防災関係機関並びに施設管理者は、不特定多数の者が利用する建築物や学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物の耐震性の確保に特に配慮するものとする。

また、町は住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、建築物の落下対策やブロック塀等の安全化、耐震診断・耐震補強等を促進する施策の積極的な実施に努めるものとする。

なお、地震により被害を受けた建築物は、余震による倒壊等の二次災害が発生する危険があるため、町は応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能確保

- 1 町及び防災関係機関並びにライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、ライフライン事業者と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努めるものとする。
- 3 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進するものとする。

第6 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めるものとする。(資料編：5-27-1「別表1」ヘリコプター発着可能地)

第2節 防災訓練計画

基本編「第10章 防災訓練計画」を準用する。

第3節 火災予防計画

基本編「第4章 第7節 消防計画」及び基本編「第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防の指導の徹底及び消防力整備について次の計画により実施するものとする。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、北十勝消防事務組合火災予防条例に基づく、耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化するものとする。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図るものとする。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図るものとする。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域における自主防災組織等の設置及び育成指導を強化するものとする。
- 3 ホテルや病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

第3 予防査察の強化指導

消防法に規定する防火対象物の立入検査を用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生や危険物の排除に努め、予防対策の万全な指導を図るものとする。

- 1 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施するものとする。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

第4 消防力の整備

消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図るものとする。

第5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動に万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置くものとする。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第4節 危険物等災害予防計画

基本編「第8章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、地震時における危険物等による災害の予防を促進するため、町及び防災関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努めるものとする。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

第5節 建築物等災害予防計画

基本編「第4章 第6節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、地震災害から建築物等を防
御するための計画として、次のとおり定めるものとする。

第1 建築物の防災対策

1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、病院、学校、不特定多数の者が利用する
施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐
震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導・助言に努めるものとする。

(2) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町の区域の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに
建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応
じた耐震改修の促進を図るなど指導・助言等を行うものとする。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築
物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るなど指導・助言
等を行うものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び
耐震改修を促進するため、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及
啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、町民の問い合わせに応じられる体制の整備
に努めるものとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき指導、助言等を行うものとする。

4 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努めるものとする。

第6節 土砂災害の予防計画

基本編「第4章 第5節 土砂災害の予防計画」を準用する。

第7節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

基本編「第4章 第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

基本編「第4章 第9節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 災害時要援護者対策計画

基本編「第4章 第10節 災害時要援護者対策計画」を準用する。

第10節 積雪・寒冷対策計画

基本編「第4章 第12節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、災害時要援護者に十分配慮し、町の区域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

1 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図るものとする。

(1) 啓発内容

- ① 防災訓練、避難所運営訓練の実施
- ② 講習会、研修会等の実施
- ③ 職員の初動マニュアルの配布

(2) 普及方法

- ① 地域防災計画による各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 地震に関する基礎知識
- ④ その他地震防災対策上必要な事項

2 町民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、町民に対し次により防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(1) 啓発内容

- ① 地震に対する心得
- ② 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ③ 災害情報の正確な入手方法
- ④ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑤ 救助・救護に関する事項
- ⑥ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- ⑦ 災害時要援護者への配慮
- ⑧ 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ① テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- ② 広報誌、広報車両の利用
- ③ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- ④ パンフレットの配布
- ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

第2 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第12節 自主防災組織の育成等に関する計画

基本編「第4章 第11節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立するものとする。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図るものとする。

第1 災害対策組織

基本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

基本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

震度を考慮した職員の配備基準と災害対策本部の設置基準は次のとおりである。

非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上：第3非常配備（全職員） ・震度5弱：第2非常配備（主査職以上の職員） ・震度4：第1非常配備（各課部局長全員）
災害対策本部	<p>次の基準のいずれかに該当及び町長（本部長）の判断による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生したとき。 ・震度5弱以下であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

第2節 地震情報の伝達計画

地震に関する情報の伝達については、基本編「第3章 第2節 気象業務に関する計画」の「気象予警報等の伝達系統図」を準用する。

第1 地震に関する情報

1 震度速報	地域ごとに観測した震度のうち最大のもの（震度3以上に限る）を内容とする。
2 震源速報	津波の発生がないと判断した時点で、その旨を通知する内容とする。
3 震源・震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに地域震度を内容とする。
4 各地の震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに観測点ごとの震度を内容とする。
5 地震回数に関する情報	時間あたりに発生した有感地震及び無感地震の回数を内容とする。

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

基本編「第5章 第1節 災害情報通信計画」を準用する。

第4節 災害広報計画

基本編「第5章 第2節 災害広報計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

基本編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

基本編「第5章 第5節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、基本編「第4章 第7節 消防計画」及び基本編「第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとする。

第1 消防活動体制の整備

町は、町の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制の整備に努めるものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し又は必要に応じて被害想定図を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖くずれ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

第4 初期消火の徹底

町民に対しては平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図るものとする。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の行政区等、地元住民は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

第8節 災害警備計画

基本編「第5章 第6節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

基本編「第5章 第7節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

基本編「第5章 第8節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター活用計画

基本編「第5章 第27節 ヘリコプター活用計画」を準用する。

第12節 食糧供給計画

基本編「第5章 第9節 食糧供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

基本編「第5章 第10節 給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需品等物資供給計画

基本編「第5章 第12節 衣料・生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第15節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧については、次の計画を準用する。

基本編「第5章 第11節 上下水道施設対策計画」

基本編「第5章 第13節 電力施設災害応急計画」

基本編「第5章 第14節 ガス施設災害応急計画」

第16節 医療救護計画

基本編「第5章 第15節 医療救護計画」を準用する。

第17節 防疫計画

基本編「第5章 第16節 防疫計画」を準用する。

第18節 廃棄物処理等計画

基本編「第5章 第17節 廃棄物処理等計画」を準用する。

第19節 文教対策計画

基本編「第5章 第19節 文教対策計画」を準用する。

第20節 住宅対策計画

基本編「第5章 第20節 住宅対策計画」を準用する。

第21節 被災建築物安全対策計画

基本編「第5章 第21節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第22節 被災宅地安全対策計画

基本編「第5章 第21節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第23節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

基本編「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第24節 広域応援計画

基本編「第5章 第29節 広域応援計画」を準用する。

第25節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

基本編「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第26節 防災ボランティアとの連携計画

基本編「第5章 第31節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第27節 災害義援金募集（配分）計画

基本編「第5章 第32節 災害義援金募集（配分）計画」を準用する。

第28節 災害救助法の適用と実施

基本編「第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第29節 障害物除去対策計画

基本編「第5章 第23節 障害物除去計画」を準用する。

第30節 飼養動物対策計画

基本編「第5章 第18節 飼養動物対策計画」を準用する。

第4章 災害復旧計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずるなど、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、防災関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

基本編「第9章 災害復旧計画」を準用する。

第3節 災害応急金融計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び防災関係機関は協力して、住民生活の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

第1 実施計画

1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と連携して、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずるものとする。

2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び制度の周知に努めるものとする。

3 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、公庫法等により融資等の支援を行うものとする。町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努めるものとする。

4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連携のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を実施するものとする。

第2 財政対策

町及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し協力するものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部の設置

町長は、海溝型地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び災害対策本部条例の定めによるものとし、その組織計画については、地震防災計画編「第3章 第1節 応急活動体制」及び基本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第3 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については地震防災計画編「第3章 第1節 応急活動体制」及び基本編「第3章 第1節 第4 本部の配備体制」を準用する。

2 自主参集

職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、参集基準に基づき、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

地震災害に対する応急対策活動は、本節の定めによるほか、地震防災計画編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

第1 地震発生時の応急対策

1 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達及びこれらの状況に対してとられた措置に関する情報については、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用することとする。

特に、避難勧告等の町民等への迅速かつ確実な伝達手段として、サイレン・広報車等のほか、消防機関所有の同報系「消防団緊急伝達システム」の活用による一斉周知等、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、基本編「第5章 第1節 災害情報通信計画」を準用する。

(2) 避難のための勧告及び指示

- ① 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、必要と認める地域の町民に対し避難の勧告を行うものとする。また、町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。
- ② 避難の勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、サイレン及び広報車など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の町民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

- (1) 町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施するものとする。
- (2) 土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

4 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足を道に供給の要請を行うものとする。

このほか、物資調達については、基本編「第4章 第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」、「第5章 第9節 食糧供給計画」、「同第10節 給水計画」及び「同第12節 衣料・生活必需品等物資供給計画」を準用する。

5 輸送活動

輸送活動については、基本編「第5章 第8節 輸送計画」を準用する。

6 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、基本編「第5章 第16節 防疫計画」、「同第17節 廃棄物処理等計画」、及び「同第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保に努めるものとする。また、町民、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、道及び関係機関等に供給の要請を行うものとする。

2 人員の配備

町は、地震防災計画編「第3章 第1節 応急活動体制」及び基本編「第3章 第1節 第4本部の配備体制」に定める配備体制により人員の配置を行い、人員の配備体制を道に報告するものとする。

第3 他機関に対する応援要請

1 他の市町村への応援要請

他の市町村及び消防機関への応援要請は、基本編「第5章 第29節 広域応援計画」を準用する。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請は、基本編「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第4節 円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等

本町における海溝型地震に対する避難対策等については、基本編「第4章 第9節 避難体制整備計画」、「同第10節 災害時要援護者対策計画」、「同第12節 積雪・寒冷対策計画」、「第5章 第4節 避難対策計画」、「同第6節 災害警備計画」を準用する。

第2 消防機関等の活動

本町における海溝型地震に対する消防機関等の活動については、地震防災計画編「第2章 第3節 火災予防計画」、「第3章 第7節 地震火災等対策計画」のほか、基本編「第4章 第7節 消防計画」、「第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用する。

第3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

本町における海溝型地震に対する水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、基本編「第5章 第11節 上下水道施設対策計画」、「同第13節 電力施設災害応急計画」、「同第14節 ガス施設災害応急計画」を準用する。

第4 交通対策

本町における海溝型地震に対する、地震の発生に伴う交通応急対策等については、基本編「第5章 第6節 災害警備計画」、「同第7節 交通応急対策計画」を準用する。

第5 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設等の管理上の措置は次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ① 学校等にあつては、次の措置
 - ア 避難の安全に関する措置
 - イ 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等
 - ② 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、前1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第5節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び町民との協調体制の強化、自主防災組織等の育成指導の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するよう努めるものとする。

防災訓練の実施については、基本編「第10章 防災訓練計画」を準用する。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、行政区、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課部局、各関係機関ごとに行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 町民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、町民等に対する教育・広報を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 町の区域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 町の区域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素町民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生のしくみと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組 等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、道及び関係機関と協力し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道及び町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

沿革

昭和38年 4月 上士幌町地域防災計画作成

昭和49年10月 一部修正

平成 8年 3月 一部修正

平成10年 1月 一部修正

平成19年 6月 全面修正

上士幌町地域防災計画

— 基本編 —

— 地震防災計画編 —

平成19年6月

上士幌町防災会議

事務局 上士幌町総務課